

GD1

75



01029867

習俗雜記

豊前 宮武省三著

●内容 俚俗異聞・箕踞閑談

法政書局刊 東都

2



\*0053410000\*

0053410-000

GD1-75

習俗雜記

宮武省三・著

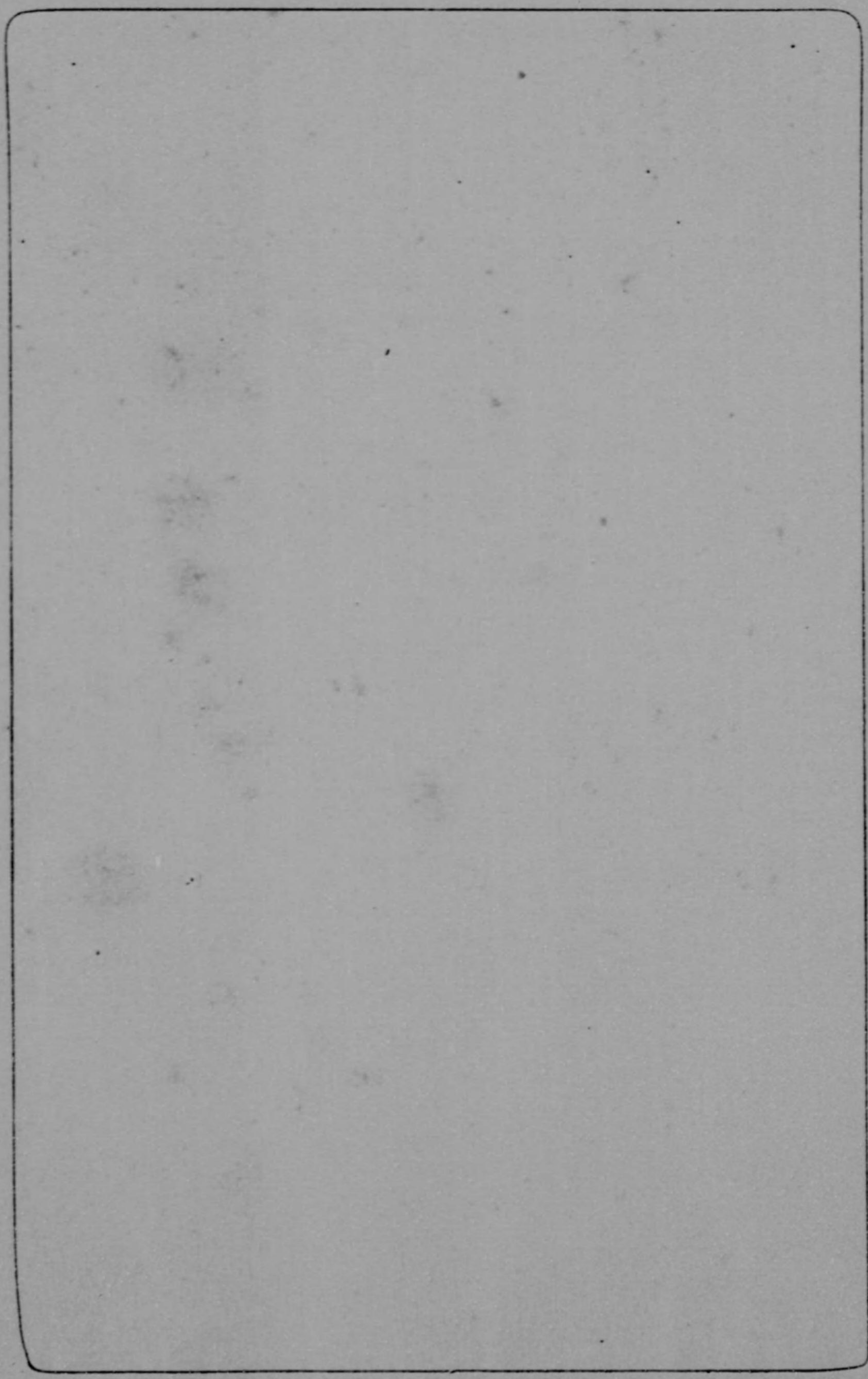
坂本書店

1927

AIA

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月...  
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもの

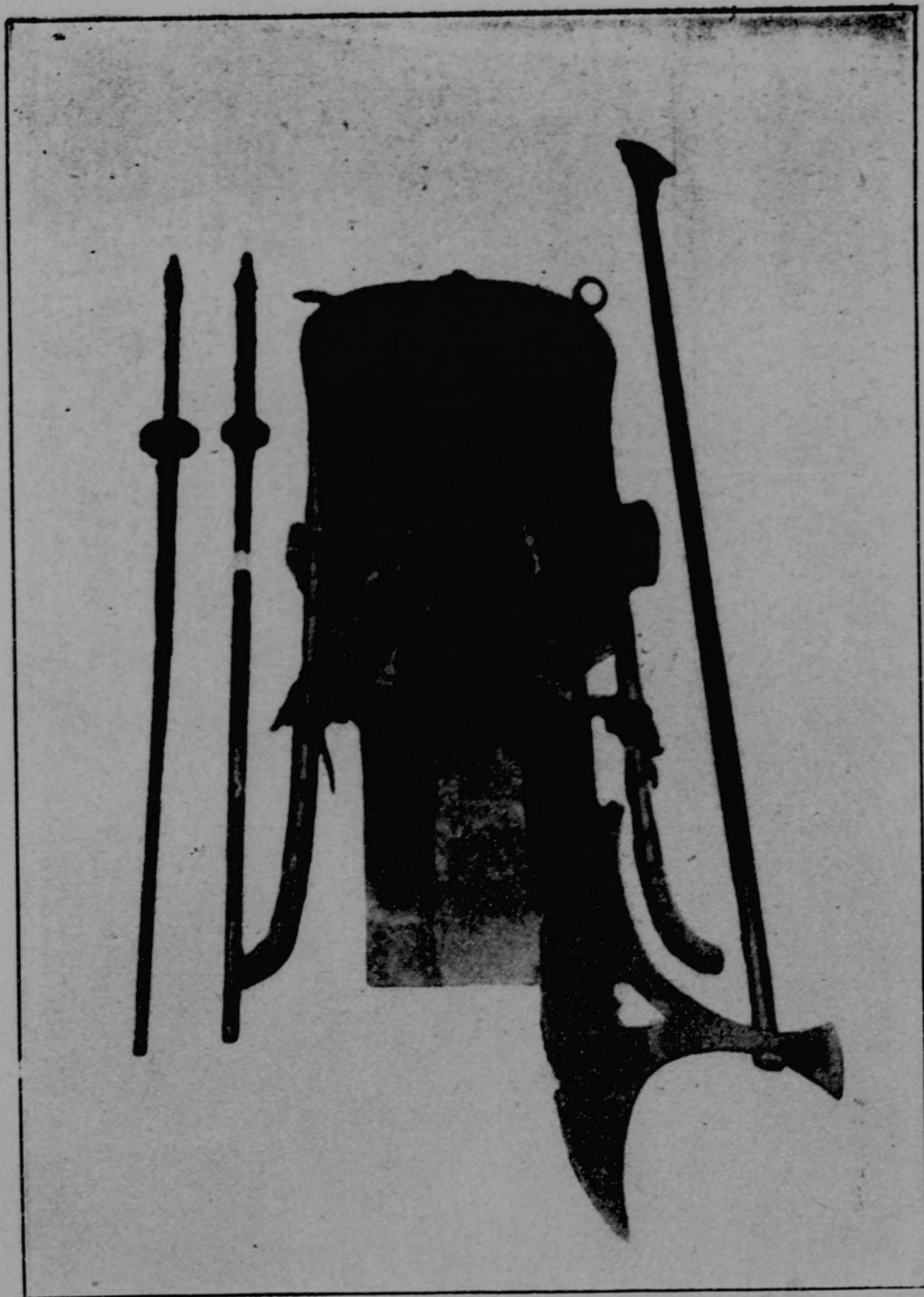




習俗雜記

宮武三省

坂本書店  
發兌



(照參章の眠子猿と入峰山彦・物寶社村山彦英) 鉞と笈

GD1  
75



1029867

聖上未だ皇太子のなり忌宮神社にて台覽に供せしときの紀念寫眞より復寫せしもの也



「幟」事神庭方數式古

### 例言

- 一、本書は俚俗異聞を主として採録したものである。
- 一、事例を諸書より援きて旁證とするものあるも要は翁媪の談柄をつとめて記取し、若くは既に廢たれ、又は廢たらむとする殊風異俗を誌るして遺忘に備ふるのである。
- 一、されば本書は、ななら統一なき箕踞閑談の類ひなるも幸に博雅の士の叱正裨補を得て民俗研究の一端ともならば會心事である。

昭和二年二月

豊前企救郡足立村上富野  
寓居にて

宮 武 省 三

習俗雜記

目次

彦山峰入と猿子眠……………二  
荒神と俗信……………三  
牛深女と其俗謠に就て……………四  
大阪天王寺の布袋と紙衣佛……………三  
古賀風呂に就て……………三  
敷方庭祭と塵輪……………四  
舞に關する傳説と民俗……………五  
豊前善光寺のお手判……………五



二

ゆもじと迷信……………七〇

箕のはなし……………八一

糞尿奇聞……………八六

唾吐く事に就て……………九九

豊後唐人……………一〇六

彦嶋のサイアガリ……………一二三

玄猪雜記……………一二八

いもじの十連といふ土佐の俚諺に就て……………一三五

厄年と奇風……………一三一

福智山々法……………一三七

石投げバンブウと黒竹の杖……………一四九

嚏のはなし……………一五三

蚊帳に就て……………一六六

コブ雜談……………一七三

麥と俚諺……………一七九

河童のはなし……………一八四

石楠草と通草子の俚諺……………一九一

— 終 —

習俗雜記



三省武宮

## 彦山峰入と猿子眠

彦山は豊前豊後筑前の三ヶ國に跨がる山で、栗里先生雜著や豊薩軍記などにも九州第一の大山とかゝれてあるが、高さから言ふと、海拔わづかに三千九百尺余、昔の人が言ふほど登りにくい山ではない、しかし景勝の地位を占め、神韻に富んだ點からいふと、矢張この山は西海道第一で、その昔、役の行者が、この山水秀麗の勝區に三季入峰の基を關いたといふことも、洵に其眼識に敬服せらるるのである。

神秘的彦山の傳説口碑はさまざまあるが、茲にその峰入だけを述ると、肥前有

田の學者、正司碩溪の經濟問答秘録に、「日本ニ峰入六ヶ處アリ、大峰金剛山富士山湯殿山彦山羽黒山西國ハ大峰彦山ノ兩派ヲ立ツ、九州ハ彦山ニ化行セバ雜用十分一ニシテ大ニ國益也、我藩昔ハ彦山ニ往シニ聊口事ヨリ今ニ於テハ統テ大峰ニ勤ムル甚國家ノ財害ナリ、一體彦山ハ百日ノ間一日一食嶮山峻谷ヲ廻リ、樹下石上ニ宿シ勤行甚ダ苦ム、大峰は吉野葛城ヲ見巡リ内山ノ永久寺ニ往キ京都ニ出デ三寶院ニ官金ヲ納メ大越家大先達等金次第ニ昇進今時ノ官ハ賣物ユヘ上方ノ町人ドモ、物嗜ノ者ハ吉野ニ遊山ヲ金一兩ニテ大越家ノ官ヲ受ル者間有リ云々」などあるが如く、峰入も大和大峰山の聖道場を始めとして諸所に在て、夫々地方的特殊の性狀が、相傳教儀の上に現はれてゐるが、この彦山のは又格別宗規、嚴格を極めたもので、心々相承、上求菩提、下化衆生のためには、あらゆる難行苦行を物とせず、専念護國安民を祈禱しつゝ、身心を練磨しつゝ、先達指導の下に此峰

々に登り、開祖小角の遺教を傳授せむ事に精進したものである。殊に彦山は元弘年間、親王を貫首の職に奉戴して、其子孫が、代々役氏正統の先達職を繼承することとなり又別に兼徒中、學徳兼備の者を越家傳燈大先達と擧て座主家を補佐する制掟となつてゐたと言ふ格式柄であるから、彦山の山法師と言へば其名を聞くだけでも嚴肅の念を興へ、又其指導の下に入峰することは、とても生やさしき者では出来ない行となつてゐたのである。

神職松養具榮氏から承るところに由れば、彦山三千八百坊は總方、兼徒方の二つに分れて總方はまた色衆、刀衆にわかれて神事のみに関係し、兼徒方も、宣度(長床とも云ふ)、如法經(ネフギヤウ)に別れて此兼徒方が修験入峰の事に關與したるうであるが、さて其三季入峰といふのは、どうするかと言ふに、是等、兼徒方から指導を仰いで、二月十五日講堂の庭から入初め山々を修歴して笠前寶滿山まで

出かけ四月十日に歸る春峰と、七月廿九日此國の麻智山から身け入て九月四日に歸る秋峰と、次年を除て、三月廿九日から四月十日まで不眠不休の修行である夏峰との三季の間、二豊一筑に跨る峯巒起伏十谷四十九窟の中を東西南北に奔走、専念修験の道を執行するので在て、修業中は一寸居眠しても「新客眠むるまいぞ」と先達から叱られ、たとへ睡眠をゆるさるるとしても「カザル」と言て一切平臥は許されず、春を夜にもたせかけたままで眠り、食事も一日僅かに手のひらにのる一合五勺二才の米だけに過ぎなかつたと言ふから、餘程頑丈な者でなければ動まらないのは素よりの事、老人の咄にまると、昔はよく中途、死ぬ者も在て、其ときは本人罪業のしからしむるところと、遺骸は單に路傍に石をかぶせかけた儘で捨てたといふ事である。そして此やうに石子詰め姿に放棄した地點を、いつまでも免違運は覚え、又は聞き知り置きて、後々こゝを通過のときは同勢九人ならば同

行者十人といふやうに一人餘分に足し聲高く叫びて、通りぬけたらうで、是はこ  
うしないと、同行者の内一人は必ず亡くなるからじやと言はれてゐる。

服装は玉田永教の年中故事に「山伏修験の行ひは釋迦如來檀特山へ入て難行せ  
しに摸るといふ、頭に五智（大圓鏡智、平等性智、妙觀音、成所作智、法界體性  
智）の寶冠を戴き、九會曼荼羅の篠掛に十二因縁の聚積あり、胎藏界の色を表は  
して、黒く染たる行纏をはき左右草鞋の乳は八つ、八葉の蓮花に表し、陀羅尼を  
唱るは阿吽の二字、槍の杖は不動の利劍に象る。刀劍二本は枝打と號し、山林を  
伐拂ひ幽谷深山に入る」とあるが如く、大體いづこの峰入も同じ姿で在るが、彦  
山の験者も矢張篠懸すかけを着、いつの峰入にも袷一枚を下にきこんで、先達は墨染の  
荒布に左右四つの房をつけ、後に貝をぶらさげ、右手に錫杖、腰に大小を佩びた  
といふ事で、今日は是等入峰の服装も殆んど全部東京の博物館に納めてあると言

ひ彦山のお膝もとでは却て見られぬ始末となつてゐる。

持咒勤行中は又、蜂内、蜂外と言って二間の生杉を三本宛結び合せて燻べ、所謂  
護摩を焚く事となつてゐる。彦山は千本杉ちよんぼん七なないろの木（樺、榎、楓、珞珈、黄）と  
て名木おほく、取わけ傳説つきの稀代の大木鬼杉を始めとして杉の名所であるか  
らこつと言ふ蟲々たる神杉の間を萬山に響き亘る三層の法螺の音に歩調を揃へて跋  
渉する行者連の姿には如何なる天魔惡鬼も恐れ近くべうもなき勇壯なもので在つ  
たにちがいない。

ところが是は第三者、はたからの想像で行者の身から言はずと、勇壯も糸瓜も  
あつたものでなく難苦精勤、身は綿の如く疲れ、維新前此練行をすまして還る同  
勢を目撃したといふ老人の咄に由ると、あらゆる困難と飢餓とに闘つて、身體は  
さながら海老の如く曲がり素直に歩む者はなかつたとの事である。又その談はなしによ

ると、愈々修密得驗して歸る段になると山嶽の者は風呂を濡して待ち、なには扱毛をき修驗者を入浴させると、今まで海老の如く曲がつた身體は棒立となり、此勢に任せ杖を手にして金剛力を揮へば巖石も貫きとほし、又吉凶禍福、人の訊ぬるまゝに能く應答し得たと言はれてゐる。そして是等の修行がすめば、いづれも四散して、修驗の期日がくると、又、峯住に集り、當相即道の妙理をあくまで樂求したと言ふから、其機未練の間は、とても相像以上の苦行で在つたにちがいない。されば修驗者ではないが、伊豫の石槌参り、さては近畿地方の山上参りさんじやうまゐり（天徳寺てんとくじ）などに俗人どもが、先達せんたに連れられて峰入すると、歸て其苦行たることを吹聴する事あるも、是はホンの嶮岨の山を颯て歸つたと言ふぐらゐに過ぎないもので、殊に大峰参りは、其むかし御嶽サウジ（精進）と言ひ、千日の精進を要すと稱されてゐたが、今では俗人のあさましき、吉野で精進上げとて、殊に男子十

六歳となりて初めて参加した者は之を連行する先輩が女郎買をもをしへて、是で一人前の男となつたなど言ふ慣行のあるが如き實に頽廢を極めたもので、是も名は峰入じやが、修驗者の峰入とは似つきやうもない、全然謠べものとはならないものである。

このやうに嚴格を極めた彦山の峰入も、明治五年教部省が修驗道を廢棄せしめたと同時に亡くなり、只わづかに、老人から断片的に咄を耳にするばかりである。私は未だ讀む機会がないが、此彦山の怪先達阿吸扇傳の著書に修驗三十三通記修驗速證集、修要秘決、三峰相應法則、峰中相傳、柱源秘底記などいふがあると言へば、峰入の事も調べたら色々山林抖擻の教化につき参考となることも多うからうが、何分實際は口傳ばかりで、今では記録も乏しいから、十分判らぬとは神職方の話である。

最後に話はあとに戻るが、行者が入峰中、「カザル」と言て脊を笈に凭たせたまゝで眠り、平臥を許さなかつた事は前に述べたが、此カザルと言ふのは脊を笈にもたせたまゝ眠る姿が五月人形の飾に似てゐるので稱呼されたものじやとの事である。先年雑誌太陽所載、南方熊楠先生の「猿に關する民俗と傳説」に「一話一言一五に云く、壽世青編云、伏氣有三種眠法、病龍眠屈其膝也、寒猿眠抱其膝也、龜鶴眠踵其膝也、今も俗に膝を抱て眠るを猿子眠といふ也と云々」又、ロバート、シヨール高韃鞢行記を引用せられて高山に寒夜平臥するの危険を説かれ、斯る場合には猿子眠をして安眠し得べきを教へられたるは我々登山癖者にとりて洵に難有き事であると述べられてゐるが、彦山の此「カザル」姿も所謂猿子眠であることは面白く、如何に昔人の體驗の齎らすところ自然の法則にかなひ尊重すべきかを吾人に誨しゆるのである。聞くとところに由れば相撲にても明日の本場で取組まむと

する關取は前夜、猿子眠姿で眠るもあるそうで、是は平臥してねむると力がぬけるからじやと此道では言ふとの事である。

蛇足ながら、もう一つ、此笈につき私の今考へてゐる事は、毎年四月十四日、十五日の神幸祭當日に拜觀を許さるる寶物中に見事な笈が在て、是に金色を以て飾る鳥と獸とがついてゐる事である。寶物の由緒を一々説明して呉れた老人に此裝飾の謂れを聞くと、知らないと在て失望したが、此鳥は多分、鷹でなからうかと思ふ。彦山は靈鷹棲むと言ひ此郷の田川郡は鷹羽郡と昔は誌され、豊後藤山村の狩人、恒雄が或時白鹿を射倒しに、三居もの鷹とび來て、一つの鷹は嘴にて箭をくわへぬき、一つは翅をのべて疵をなで血を拭ひ、一つは檜の葉を水にひたして口にするがしめしに忽ち鹿、蘇生して鷹とともに行方しれず、是より狩人深く懺悔して名を忍辱と改め佛に歸依したといふ話があるほど彦山は鷹には縁よかき山で

あるが、此鳥の下につけられた笈の獸は狼にも非ず、狐にも非らず、エタイも謂れも判らぬものである。しかし、玉かつま十四の卷、神獸神鷹の記事に「……西域見録と云ふ物に、氷山とて、氷の山あり、そこを人の往來する事をしるせる處にいはく、道路亦無一定之所、有神獸一非狼非狐、毎晨視其蹤之所往、踐而循之、必無差謬、有神鷹一大如鴟、色青白、或有迷失路徑者、輒聞鷹鳴、尋聲而往、即歸正路、件のこと、諏訪の湖の、狐の氷をわたる事、又かの八咫鳥の、道引の事などに、いといとよく似たり」とあるが如く、此笈の裝飾も、矢張道引の意義でつけられたものでないかと推測せらるるのである。

### 荒神と俗信

支那人は灶神乃ち竈の神を家庭に於ける重大の神として信仰するそうであるが我國でも竈神はなかく尊信し私の郷里讃州高松では是を三寶さん、お荒神さん又はオクドサンなどと稱しオクドサンを大事にすると盗人が這入らないとか、盗人が夜分人の寢静まりを窺ひ押入らむとしても荒神は家中を賑やかそうにつくらひ闖入する幾會を得せしめないとか、又子供が原因不明の發熱、或は毎夜同じ刻を指して泣くやうな事があると荒神の御機嫌を損じたのであるまいかと祈禱して貰ふこともあり、風邪にかゝると雄雞の繪をかいて竈に貼付け快癒すると牝雞を



添へますなど言て祈願する風もある。そして荒神は女神であるから男のさほはるは文句はないが女の觸るは好まないとの俗信も在て、是は女は月水の關係があるのと、一方荒神は不淨を忌むと言はれてゐるところから、自然に女の觸はるはお嫌なさるのじやと言ふやうになつたものと推定せられてゐる。

古事記傳に「世俗の諺に竈神は女神なりと云ことのあるは漢籍にも然云ることあるより出たるか云々」とあれば他國にても竈神を女神と言ふ所あると思ふが、伊豫宇和島邊では荒神の正體は廢羅じやと言ひ木造の陽形を竈の上に置き毎朝婦人は竈を焚きつける前、是を拜してから炊事にかゝる奇風がある。面白い事は無心の腕白小僧が、そんな謂れとは露知らず、時々此の陽形を持出して、おもちゃにし其都度親仁から「神さんを持出してどうするか」とキツイお眼玉を頂戴する事である。柳田國男氏の海南小記に「竈神に醜い神像を作るのは今尙東北一般の

風で之を火男と謂つたのがヒョットコと爲り火吹きと謂ふたのが潮吹の面になつたかと思れる」とあるから竈上に醜像を置くことは諸國に多からうと思ふ。

越後高田邊では荒神をアラカンと言ひ毎年正月家々に配布される護符は此アラカンのあます壁に貼付らるのであるが、石州地方では荒神祭は年四回ありて四季の土用に座頭を呼んで荒神をおがんで貰ふ事となつてゐる。荒神を最も尊信するは肥前佐賀地方で、村落の百姓家には大抵大極柱以外に荒神柱と呼ぶる太い柱がある。そして信心家は外出毎に荒神の「スミ」を戴くと言て頭髮に此柱の煤をなすりつけて出かける者もあるし、息子又は夫が戦地又は遠國に出かけてゐるときは其年齢を紙にしるし荒神柱又は臺所の壁に貼りて其息災を祈り荒神盲も普通此柱の方に向て讀經するのである。また正月元日から三日までは初鹽と言て賤民鹽を容れたる重箱を携げて家々を廻はり家毎の竈の上に少量の鹽をコヅミして其

禮に餅を貰て歸るが毎年の恆例で、同じく正月九日は荒神の餅開と言ひ、此日は元日より供へてある餅を焼て喫ひ、娘だけは口にしない慣習となつてゐる。是は娘が喫ふと縁遠くなるとの俗信がある爲で、今でも此地方では縁遠い娘があるとあの子は荒神の餅でも喫ふたのではあるまいかなどと言ふのである。それから毎月九日は荒神の日と言て信心家は荒神の白酒しうざけと云ふ物を作る風がある。白酒と言ても酒ではなく白米を水にしたして之を摺り其白水しうみづを竈の肩かたに流すのであるが、無邪氣なのは霜月九日で此日は荒神相撲と言て子供等家々に至り其處で相撲をとりにお禮に果物や菓子を買て歸るのが年中行事の一つとなつてゐる。更にお可笑しひことは子供が生れて命名する場合、文盲の百姓などはヤンボシ（山伏）又は荒神盲に名付して貰ふ者もあるが、中には凡そ名前を三通りばかり紙に書き一々是を捻りて三方に載せ、竈の上に置き頑是なき子供に其うちより勝手に一と捻りを

取來らしめ、此分を荒神お指圖の名前としてつける者も在るのである。

豊前では蟾蜍がまを「ワクヅ」又は「ワクドウ」と言ひ「此ワクドウ奴」がと言へば根畜生と同じ罵詞となつてゐるが、佐賀では是を「荒神ドック」と言ひ可愛がる者が多いのである。ソレは蟾蜍が竈の下などからよくノソノソ出てくるところから荒神に結付て荒神ドックなどと可愛がるやうになつたものである。此地方では又馬を可愛がる美風があり、馬の子が生れると其仔馬は第一番に家の竈のところに驅け行くとして、是は荒神へお参りするのじやとて喜ぶのである。和漢三才圖會に按凡生ニ於人家ニ牛子、必先行ニ竈前ニ亦一奇也、馬亦然とあるから是は諸國でと言ふ事であらう。

今一つ佐賀地方の奇風は「ツチ」の日に生れた者は長命しないとの俗信が在て此日に出産すると、直に其兒を竈の口から上ニの一方の口に潜くぐらすのである。其

謂れは判明しないがこうして荒神の力により前途幸もあれかしと祈るのである。最後に咄が下<sup>しも</sup>が、るが豊後の姫島で男女の交媾を荒神祭<sup>こうじんまつり</sup>といふ事あるを私は近頃西國東郡真玉村の者から耳にした。なんの謂れで左様稱へるか判断しかぬるが前記の如く宇和島では荒神の正體は魔羅なりと言ひ、豊前では玉門を荒神に見せると神が悦ぶとの咄もあるし、俗神道大意には「天竺ノ障礙神ト云フ物ハ一名ヲ荒神ト云ヒテ……ソレヲ宇ノ同ジキマ、ニ竈神ニ附會シタモノヂヤ、ヨノ天竺ノ障礙神ト云フモノハ、イハユル大聖歡喜天(天竺ニテハ毘那夜伽ト云フ)ノ本身ヂヤト云フエトデ一向ニ竈ノコトニハ與カラヌモノデ云々」と在て竈神が歡喜天に關係あるや否やは別として荒神祭が男女の交會を意味するに萬重聯絡の無い事ではないとも思はしむるのである。異性の接觸を「お祭り」といふ事はよく世間につかはるる言葉で、「すてゝか、寝てゝか、ホンマカへ、實<sup>ツツ</sup>、お祭り<sup>まつり</sup>、あけなきや、ドンく」

の俗歌の如きも、「お祭」を此意義に解しないと通じないのであるが、一般に竈神と佛閣に祀らるる三寶荒神とは混視せられてゐるので、土俗方面に於ても兎角混淆せられてゐるが、此の如うに竈神が三寶荒神に附會せらるるに至つたのは火神、火産靈神<sup>ほのむすびのかみ</sup>は御心荒く火に不淨あるときは荒ぶるので古るくより荒神と稱へられたれば此火神に竈神の奥津比古<sup>おくつひこ</sup>、奥津比賣の二神を配して、三寶荒神と通<sup>かよ</sup>はせるやうになつたものの如く三寶荒神乃ち大聖歡喜天と信じたればこそ、所により醜像を置く風も起つたものであらう。

年中故事に「上古穴居の時は土邊に居る其時の風にて、今の庭竈は本式也、年の内より新に塗りかへて松、榊を立て祝ふ、然るに竈の上に莽草を立て、又常香盤を置あり、永教是を尋て何の爲にするやと、答て、生涯焚ば切利天へ生るゝ。嗚呼悲哉、穢は大毒にて人に害あり、實葉ともに諸蟲を殺すにて知るべし、大歳

の神の御子澳津彦命、澳津姫命、萬民に火食の術を教へ給ふ、然を斯の如く穢し奉るは家命斷絶の基也、歎かしき事ならずや。諸國にて是を見るに、竈の上にて莽草を用るの家は、子々孫々にいたり男女の子なく、適あれども病身もの也、必穢し奉るべからず、往昔は旅行の時竈に神を立て拜禮しける。

庭中の阿須波の神にこしばさし

我は祝むかへり來までに

阿須波神は澳津彦神同理の神也、神代系圖傳には御兄弟とあり、旅行を「かしま立」と云は神柴立也、鹿島の神の降臨の事にあらず。往昔神を「こしば」と云、丹波國天田郡には專云所あり云々」と昔は旅立に神を竈に立てし風ありしものゝ如く、此他竈神が公家並に諸民に靈物として、あがめられ祭られし事は古事記傳十二にも詳しく述べられてゐる。

右脱稿後、南方熊楠先生より左の御書狀を拜受したれば茲に附記して先生の御厚意を謹謝す。

「……其節申上候荒神ノ事、記憶定カナラザルニ付日記ヲ取出シ原文ヲ見ルニ明治四十四年ノ日記三月十八日ノ條ニ下女曰此頃三日モ毎朝ツヅケテ竈ノ火踊ル荒神様悦ブ吉兆也三日内ニヨキ事アリト、拙妻言ク此如ク火踊ル間、口ヲ絶サズ荒神サン悦ブくくト連呼スレバ其日ノ内ニヨキ物ヲ贈リ來ル人アリト又拙宅へ毎度來ルニ必ず贈物ヲ持來ル老女アリ此女來ル朝ハ必ず竈火踊ル、大正十一年二月五日ノ朝火踊ル、拙妻是レ彼老女來ル兆トイフニ果シテ來レリ、拙妻又言ク布ヲ織ル初メニ藁二筋ヲ以テ糸ノ位置ヲ定ム、其藁ノ入リシ所凡ソ一寸斗リヲキリトリ集メテ老婆ナド自用ノ袋ナドヲ作レリ又家内ニ麻疹患者アルトキ之ヲ荒神ニ供フ、荒神様ノフンドシト名ク、又家内ニ痘瘡アルトキハ御

酒錫キスズニ白水（米泔）ヲ入レテ供フルナリト、之ハ火ガ踊ルニ關係ナキ事ナルモ織リ始メノ布片ヲ神ニササグル事和漢似タルアリ、淮南子ノ説林訓ニ夫隨一隅之迹而不知因天地以游惑莫大焉、雖時有所合然而不足貴也云々、曹氏之裂布蛛者尊之然非夏后氏之璜（注ニ楚人名爲曹、今俗間以始織布繫著其旁謂之曹布、燒以傳諸蛛瘡則愈故蛛者貴之、璜以發衆國家之寶故曰非夏后氏之璜也）字典ニ蛛ハ多足蟲也又瘡名、和漢三才圖會ニヨレバ、ハサミムシナリ英名 *Parwig* 之ニ犯サレテ生ズトイフ瘡ヲシイ、司命神ニササゲタ織リ始メノ布ハ此瘡ヲ治ルニ功アリ其患者ダケニハ尊バルガ天下ノ至寶デハナイト云タル義ト見エ申候。

（大正十五年三月十五日附）

司命神ニ捧ゲタル織リ始メノ裂布ヲ以テ治ストアル蛛瘡ハ本草綱目ニヨルトハサミムシガ其溺モテ人ノ影ヲ射レバ人ニ瘡ヲ生ジ身寒熱ヲナス其瘡ヲ申スナリ

（同日別信）

宮武是にて思出したる事は予の郷里高松にても竈の火踊るは荒神悦ぶの相にて燥ヒが花火の如く點滅するは雨ちかき兆なりと言ひ、大阪にては火踊るときは矢張ヒ來客ありと言ひ、播州佐用郡三日月村地方にても紀州田邊と同じく織り始めの裂布を荒神に供ふる風があるのである。

もう一つ、此頃はどこの竈も烟突の設備があるから、私等子供るとき程火吹竹の需要がすくなくなつたが、下關並に九州地方では今尙節分の日に火吹竹の賣聲を耳にするのである。是は此日に新しきものと取替、古るい分は往來に捨ると風を邪かないとの俗信があるからである。

## 牛深女と其俗語に就て

牛深うしふかと言ふても知る人は少くなからうが、九州をぶらついた方なら直ぐウソの鯛と給仕女との名所かと天窓あたまに響くところである。地は天草下島の南端にある一小港で、北九州方面からすると宇土線乗換三角みすみに出で茲處で牛深行汽船に搭すれば沿岸の諸港をへて海上約七時間で行かれるところである。このやうに邊陲な地であるけれど「牛深三度行きや三度裸鍋釜はだかなべかま賣ても酒盛さかもりして來い」と言ふ俗語で其名を知られた女の評判な所で、未だ足踏しない者には此俗語を聞いただけでもなんだか歡樂氣分の溢るる或は「二度と行くまい丹後の宮津」式に縞の財布かぶを空

にしなければおさまらない所でないかと想像されるのであるが、扱て行て見ると其豫想は全く裏切られて頗る無粹極る殊に茲處の女ときては至てウブな、馬鹿正直な、男を槍玉にあげる能は更にない、そして無愛嬌な點にかけては決してヒケを取らぬ珍無類の女の國であるに驚かされるのである。

總じて九州路でも肥前肥後の女は格別朴訥で、天草女と對立して其名を知られる島原女も「わたしや肥前の島原そだち、剛毅朴訥ありのまゝ」といふ俗語がある程無骨であるが、ソレデも、まだ此邊の女は評判だけに愛嬌もよく男を魅する力があるに一方、此の天草女殊に牛深女ときては全く俗語の意義が判らぬほど無愛想に、そして別にこれといふ取柄のない女であるに氣附かるるのである。今少し序に、島原女と牛深女とを比較して見ると、島原女は後朝きんぐの別れに脊中をボンと叩く吉原のやさしさがあるにひきかへ、牛深女は「岡場所たはくらはせるのが、い

とま乞」式の根津や音羽邊の荒素振がなくとも、頗るブツキラ棒であることは如何に最眞目に見ても感ぜられるのである。又第一容色の點から言ても幽邃な眉山の麓、清冽な音無川の水で育つた鳥原女には飛つくほどの別嬪が多いのも無理ないが、悪水も悪水、天下無類の悪水の牛深に情けない程美人のゐない事も説明を要するまでもないのである。

ソコで牛深女は此やうに愛嬌もなく、おまけに不器量ときてゐるのに、ナゼ「牛深三度行きや三度裸、鍋釜賣ても酒盛して来い」の俗語がある程評判になつてゐるかとの疑問が外來者には、起てくるのである。私は此質問の矢を先づ宿屋の女主人公に放つて見た。ところが彼女禪家の問答振よろしく忽ち手を胸にあて、是がちがうと言ふ表象をした。此バントマイムは蓋し茲處の女は容貌は悪いが、心はどん底まで善根であるとの意味で、解がり易く言へば「藝者の深切雪駄の皮

よ、お金のあるときやチャラ／＼と」と言ふのは普通水仕女に適用せられる文句であるが、茲處の女は愛嬌がなくとも、そんな薄情もんでない、「一輪咲ても花は花、一夜さうても妻は妻」式なところに本色があると言ふのである。

段々咄を聴て見ると、牛深ではお客をお婿、給仕女をお嬢、又はお嫁と言ひ、お客と女との關係は夫婦關係となつてゐる。即ちお客の方では、そんな事とは夢にも思てゐなくとも女の方ではチャンと夫婦じやと心得すまして御坐る珍妙な所で在るのである。

されば茲處では姉妹同時に此稼業をさせない。其謂れは既にお客とは夫婦關係成立するに、萬一姉妹同志同じ客を爭奪する鉢合せでもしたら人倫に悖ると言ふ考からで、同じ肥前でも「瀬戸のならひか松島さほか、姉が妹の客をとる」「七ッ釜はどこすられてをめぐこのふちが板の浦、がん齋賣て蠣浦」などいふ俗語のあ

る西彼杵郡瀬戸松島あたりに比らぶれば多少女の心得も解してゐるのである。そして又今では女がお客を自分の館へ連れて行くことは出来なくなつたが、元は御亭主たるべきお客が宿屋住りは不経済じやと仰しやつて、長逗留のお客は自宅へ連れ往て、花婿の御入來とばかりに歓迎したと言ふ事である。一體天草全島既に然りだが此牛深も私が大正六年行たときは戸數千七百七十五、男五千三百十人に對して女五千六百三十七人と言ふた程女多産の地で、しかも地は全く農作に適せず海仕事一方の場所柄であるから、此女過産の地では傳來的風習であるかの如く惣嫁でもしなければ甲斐性のない。嫁に行く資格はないやうに仕込まれて出來てゐるのである。そうであるから不器量であらうが、無愛嬌であらうが茲では問題にならない。只本能さへタンノウさしたら文句のない嫖客にもお嬢の氣分で接して人生を味はしめてやるといふ事を繰返してゐればよいのである。一度行き二度

行き三度と度重さなると此牛深情調は却て鹿爪らしい大夫買ふよりも優に余韻が在て面白くなるに異いない。鍋釜賣ても酒盛して來いと俗語は、それだから、此消息を能く解した通人の口から自然に湧出たものと認めらるのである。

大正の今日では出稼の便も自由であるし、女もそう／＼こんなつとめをしなくとも口すぎの途はあるのだから、全村擧て女郎であつた如うな事はないが、それでも尙其遺風と目すべきで在らう、茲處の現在の娼妓制度なるものが甚しく風變りに面白く牛深の情調を不十分ながらも漂はしてゐるのである。

手取早く言ふと、茲處には現在公許の女郎が在ても女郎屋はない。従て牛太郎もゐなければ鴉母もゐない。只久玉といふ町はづれに頗る不景氣な待合が設けられてあるのみである。それでは女郎裙どこにどうして御坐るかと言へば他國の前藝者と同じやうに各鑑札を持って自宅に鎮座ましましてゐるのである。そして人



の招きに應じて此待合若くは何處へなりとも自由に出入して用を足してゐるのである。尤も自宅に居ると言ても、「もし眼鏡の旦那はん」式に行人を呼止める事はしない。又いつこに出入が出来ると言ても待合外の行先で寝とまりすることは絶対に御法度となつてゐる。要するに女郎の意志は飽迄尊重して自由行動はつとめて大目に見てやるが賣春行爲だけは待合で神妙にしろといふ掟になつてゐるのである。

こう言ふと甚だ卑猥に世間風俗を亂しやしないかと想像せられるかも知れないが事實はそうでない。女郎と言ても廓くわくすまゐしてゐないのだからアバメレはして居らず、單に生娘きじやうが其筋から鑑札貰て内職してゐると言ふに過ぎないのであるから、何等大びらに世間の耳目に觸れるやうな溢れがましひ行動をとる筈はないのである。又別に樓主を持たないのだから女郎本人も稼かせぎたくなければ稼かせぐ必要も

なし、儲ける金も仲介人があれば一割の頭を刎ねられる外、残り全部は自己の所得となるのであるから「お茶ひきや、豆買ふ錢がない」といふ俗歌にあてはまる此社會の苦勞は知らずにすんでゐるのである。要するに女郎としては最も氣樂にイブセニズムの人々からも「是なら」と文句の指しやうないやうに程よく出来てゐるのである。

女郎なるものが性慾の調節機關として、……感心したものではないが、一家の雪隠同様無くてはすまされぬものならば私は茲處の此制度が一番理想に庶幾ちかくはありやしないかと思ふ。よし別嬪がなくなるとも愛嬌がなくなるとも、鍋釜賣なべかまのもの情調が次第に薄らぎつゝ在ても牛深は依然海上の一樂園として Raison d'être があると信するのである。

### 大阪天王寺の布袋と紙衣佛

大阪天王寺西門の鳥居を潜くると、五、六間ばかり往て右側向ふ隅に布袋が祀られてゐる。だが物好か入口には真田山壽老人を振出しに七福神参拜の順序を取極めて茲處を第二番の札所と揭示してゐる。

此布袋は一名おうば様と呼ばれ阪神地方は言ふまでもなく近國より乳を頂く女若くは乳が多くて困る婦人が乳あげに絶えずお詣りしてゐる。参詣の人は先づ門前の餅屋で、おうばさまのお供物と言へば、二包のあんころ餅をくれる。是を布袋に供へて、本人の姓名年齢を告げて願掛し又一方堂守に布袋のお膳料(一日分五錢)と

して三日分なり七日分なり随意自分の思ふだけ納め矢張住所姓名年齢をも告げて念願し此お膳料一日分に對して御洗米一包(十粒位米が)を頂戴して是と前記あんころ餅二包の内一包だけは頂て歸り喫ふと、二、三日中に乳が出るやうに、又は乳の多い者が乳あげするやうになると言ふのである。直接本人が行かなくとも代人で差支ないが、下り物は本人が喫べる事と、御利益があれば一度はお禮参りしてあんころ餅と、お膳料とを供へねばならぬ事になつてゐる。

さくところによれば此布袋は元はお堂もなき雨ざらしの中にゐられたのであるが、誰れいふとなく天王寺村の人々、あの布袋さんに、あんころ餅をくはすと乳が出ると云ひ出したので、それからそれへと傳り、乳の欲しい女共手製の餅を持參して此布袋の口にねちこみ又は持返りてくふ者、日に多くなり、聽て是が法主の耳にいり、それ程あらたかなものなら其まゝにして置くも勿體ないと、二、三

間はなれて現在の堂に安置することとなり、同時に今までのやうに口にねちこんではよくあるまいと寶前に供へるやうにしたと言ふが、それは何時頃の事が判明しない、像は大人を二三人寄せ合した程の大きさで、暗いところに燻てゐるので木像が金物か判らないが、本體は石像との事である。

明州奉化縣の乞食坊主が、日本大阪で、おうば様と女人扱にせられてゐるのは面白いが、是は別に布袋のセックスが、どうで在らうと、ころであらうと、問題でなく、いつも布袋の畫像といへば、子供相手にニコ／＼顔の女人的偉大な乳房をもつところから自然に乳に關係を結付て崇敬するやうになつたものかと思ふ。今でこそ牛乳やら煉乳のお蔭で婦人の氣苦勞も少くなつたが、しかし乳の出る出ないは昔より婦人の惱みの一つで、名高き信濃の乳木を始めとして各地に散在する社寺の古るき公孫樹が白汁を出すとして誰いふとなく之を神視し乳貰ひに行く者

が絶えないと同様、いづれも是は似たもの崇信の心理から起つたもので外國でもかぶとこけ (*Sticta pulmonaria*) が形狀肺に似てゐるから此疾患に特效ありと信ぜられたと(植物研究雑誌三卷四號) 同じやうなものである。

支那上海郊外の名刹龍華寺へ花見どき二度行つたことあるが、この布袋も女には大持てで、野郎共は大して見向もしないに女性の方は片膝を屈して合掌額つく者多く、又支那は流石に布袋の生國だけに諸所之を祀る所多く或は婦人は生殖神として Fecondy を祈るのであるまいかとも想像されるのである。

この布袋の手近にある仁王門を通り抜け正面の石道より右にそれて半丁あまり歩むと朱塗のお堂が在て、カミコさんと言ふ名で通る佛が祀られてゐる。

紙衣佛は五百羅漢の一人で、此ほとけ難病に苦しみながら紙の衣をきて修業せられ、入定るとき病に惱む者我を信せば苦痛をのぞかしめむとのたまひ玉ふたと

て、今なほ病人並に其縁者連から隨喜渴仰せられてゐるのである。日本で此佛をまつるは天王寺だけだそうで、寶前には色々陰氣くさい病相の繪や、年齢、並に名前をしるした紙がところせまきまで貼つけられ、其前方土間に七八つばかり、田舎で藁を打なやす打盤に類する小さき臺が置かれ、參詣人は其臺の上に載る小さき杵を手にして三遍臺をたゞき、後、己の肩なり腰なり具合の悪いところを三遍たゞき、更に臺を三遍、己の局部を三遍、今一度同じこと繰返し叩くと、肩癖でござれ腰痛でござれ、其他の疾患も癒ゆと言ふのである、そして丈夫な者でも此佛を信仰すれば益々健康體となるとの事であるが、面白い俗信は長病人を抱えてゐる者は諺に「長病人に孝行なし」で、病む本人も看護人も世話に苦しむものであるが、こゝう言ふ場合には此佛に祈願して白紙で拵らへられた紙衣の雛形をうけて歸り之を病人に氣つかぬやう床の下敷にすと、治はる病人ならばやく快癒

し、壽命のない者なら七日以内に往生安樂をとぐると言はれてゐる。いづれにするもお禮參りに紙衣佛のお召料といふ意味で必ず半紙一折を供へることゝなつてゐるがお寺では此紙で前記諸人に授くる雛形をつくる事としてゐる。

尊體は木像で御簾を通して覗てみると咽喉に目立つやうな筋が立ち兩眼をバツト開いて御座り頭から肩にかけては赤紙で縁とる白紙でつくられた被衣の如うなものを着られ、是をお衣と言ひ毎年十月十日衣替する事となつてゐる。このとき參詣人に古るい方の衣を一々着させてやるのであるが、三年續いて此衣を着せて頂たものは病中は素より往生際にも大小便の世話を他人にかけないと言はれてゐる。尤も當日は群集押かけ我先きと争ふので一枚の衣では間に合はず、前々の古るいを出して着せるのであるが、この紙衣佛のゐたまふお堂は萬燈院と言ひ他の諸佛も雜居せられてゐるのであるけれど、カミコさんが人氣をひとりであつ

めてゐるを見ると世の中に病人の多いことも首肯されるのである。ところが堂守の曰いはくによると、お賽銭のあがり高は矢張カミコさんよりも布袋の方が多く結局死ぬ者よりも生れる方が多い勘定となるとの事である。

### 古賀風呂に就て

民族と歴史二巻四號に喜田博士が玖く詞かべの質と形状とに就て述べられた中に、「据風呂をコガといふ地方もありとか、是も甕風呂より得たる名なるべく、コガ本来クカベにて大甕のことかと思はる」といふ記事が在つたので、自分は同六號で九州佐賀地方に古賀風呂、一名村風呂、又はモヤ風呂といふものが在て、是は

村落には町中のやうに錢湯がないから、家々より薪炭料を出し合ふて每晚順番交代にたてる共同風呂の事であると述べて、之をモヤ風呂といふのは互に相催してたてること、大村になると逆でも一つの共同風呂では間に合ぬから町の十人組などいふと同じく幾組にも別れて風呂をたて是を「コガ別れ」と稱してゐること、そして素より男女混浴風呂であるから、夕方には若い男女が浴中キャ／＼、ゾウダン（調戲）などやらかし風俗上よろしくないとして青年會の問題となることもあるが、稼業の風呂屋でないから警察でも喧しく咎むることは出来ない事、並に此古賀風呂は大抵酒屋の大樽を半分に切斷して出来てゐるので一時に十四五人位までは入浴出来るが、此大樽を「コガ」とは言はず「ダブツ」と方言でいふことを述べて最後に自分は此古賀風呂の「コガ」は大甕の意味よりも古語空閑で村の意味であると解釋するが如何にと示教を仰いだところ博士は此報道を面白い見解と

思ふも大酒樽を切つて作つたと在て見れば矢張名は酒樽のコガから來たものであらう、博士の郷里阿波では大樽を今なほコガといふから他の地方でも此語の在つたのが今は死語となつて、たまく風呂に遣つてゐるのであるまいかとのお答であつた。其後同誌第三卷第四號で竹崎嘉通といふ方が同氏の郷里石見國邑知郡で、古賀といふのは糞尿及び寒中に風呂を立て垢を流したる其風呂水などを肥料にたくはふ桶の專稱であることを報告せられ、私の空閑説はチトあやしくなつた。

そこで言葉よりする解釋をはなれて、佐賀地方の老人連に再び共同風呂の生ひ立ちを聞いて見ると是は此地方に古くより在つたものでなく、どちらかと言へば農民は町中まちなかの人のやうに贅澤に入湯はせず、風呂をたてると言へば、屋根葺き替へるときとか其他年内數ふるしかなく、いよ／＼わかすとなると近所合壁はもとより知人を招きて浴いらせ、後には必ずオチャゴウお茶講の義にて振舞の意味に用らるした程じやから、古

賀風呂といふ名稱はかういふ時代にはなかつたと言ふのである。しかるに後、段段人口も殖え、維新後衛生思想も多少發達して始めて共同風呂設置の必要を感じ、各々「古賀別け」に是を設けたから村風呂又は古賀風呂と呼ぶので此大樽は矢張共同風呂の多い筑後村落ではダウスと言ふも佐賀ではダブツと言ひコガとは言はないとの事である。しからは此邊の古賀といふのは、どういふ意味に用られてゐるかと言へば恰度市内で何々町一丁目、二丁目などいふと同じく一地域を便宜區劃して其部分を今では呼稱してゐるので在て、たとへば今はどう變てゐるか知らないが、十年前までは川上村字今山は西馬場、横小路、東馬場、八幡場の小字に分かれて更に西馬場は上古賀、下古賀、横小路、東馬場、八幡場は各々一古賀として總計五つ古賀に昔より別わかたれ、同村字下村しもむらも北古賀、南古賀、中極ちゅうごくも西古賀、東古賀に區分せられて、例の共同風呂は今山は五つ古賀につき五ツ風呂、下村は

人口少き故兩古賀にて一風呂、中極は各古賀に一づゝ設置せらるやうになつてゐたのである。そして前述の如く古賀別けは昔からじやが共同風呂を設けたのはズツト後の事で、要するに個人所屬の風呂ではない、古賀に屬する風呂であると言ふところから古賀風呂一名村風呂なる名稱が起つたと解せられてゐるのである。余談に亘るが、佐賀では「月の三夜待、二十六夜待、私しやあなたに心待ち」の俚謠あるが如く今なほ村落では毎月この月待の寄合を賑々しく催してゐるが、此月待の寄合すら女は是非古賀別けに集つて團欒する事となつてゐる。そして此地方では三夜は男の月待で二十六夜は女の月待とせられ、三夜ときは男連は月神を祀りて酒食を共にするも女は参加せず、二十六夜は女同志古賀別けに集て、お茶うけ位で雑談に耽り、正五九月の各二十六夜には若衆を招きて馳走する風がある。男の三夜待が古賀別けによらないのは此地方に若衆、中老、夫々六づかしい

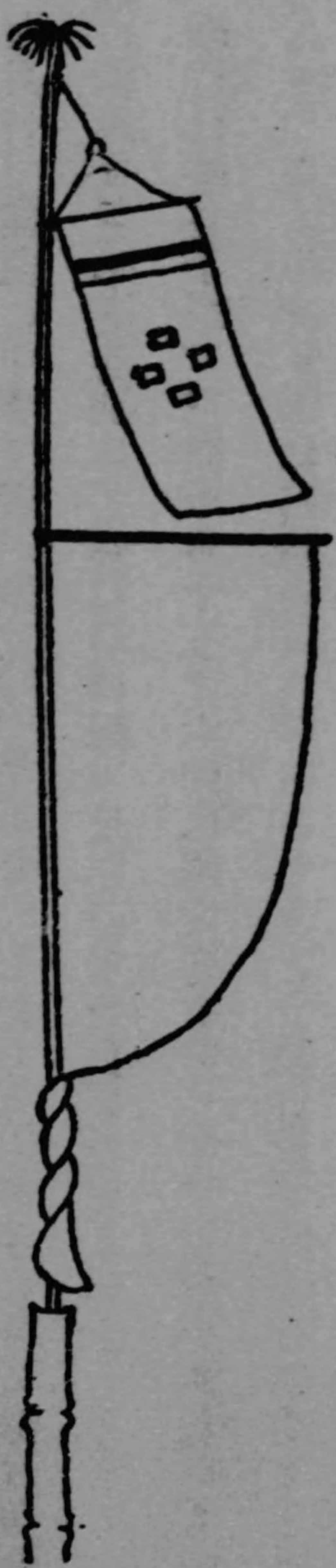
社交機關が在て是は古賀別けに由らず他の古賀へも自由に入社し得る事となつてゐるからであるが、要するに話はもとに戻て、此古賀別けに由て會合を催し風呂をもたてゝ團欒相樂しむ風俗より考察して私は古賀風呂のコガは古語空閑の義であると思ふやうになつてゐるのであるが、既に喜田博士のクカベ説もあり、古事記傳にも「クカベは探湯立の湯を沸す釜なり、閑と云は此類の器の惣名にて加那閉は金釜なり鍋は魚菜を煮る釜なり云々と見え、日本書紀通釋には區訶は探攪なりと云へれどいかゞあらん」との説などありていづれを可とすべきか自分としては今なほはつきりしないので在て或は卑説は空閑があたまに先入してゐるせゐかとも思ふてゐるのである。

### 數方庭祭と塵輪

山口縣長府忌宮神社のヌホウデン（數方庭）は一週間に亘る夜祭で例年八月七日から十三日に至る間執行せらるるが、なか／＼風流で、しかも勇しい行事である。

この數方庭とは如何なる意味か判明しないが修法庭、數多勢、又は數法庭とも記かれ、其むかし神功皇后三韓征伐のとき軍勢を此地に催され、豊浦宮より道を香椎にとりて出陣せられた旌旗の遺式なりとも言ひ、或は三韓より凱旋のとき船人帆木綿にて幟を造り驩聲を擧げて祝した様を傳へたものじやとの説もある。

どういふ事をするかと言ふに、此祭日當夜一週間、長府並に隣村の家々より幟又は切籠きりかごといふものを持って忌宮神社境内にあつまり、南面の階前下にある六角龜の子形に疊まれたる石の周圍を鉦太鼓に調子をとりにて幾回となく勇しく廻はるので在て、其他には何等所作のない單純なものであるが、幟は左圖に示すが如く竿の上端には鳥の毛を挿しこみ、其下方に俗にダシと呼ばれる家紋入りの小旗を結付



け、其結び紐には鈴を附し一段下方に大幟をつけて先端は小竿に巻き是を大竿にさしこみたもので、此の全體をグルリと稱し竿とともに長い程よしとせられてゐ



る。昔は此旗は白木綿一反を二幅に縫て作る極めで在つたそうだが、近來は儉約しよつしてか形も小さくなり、殊に子供等は體力の關係もあり、グルリも竿も別々にせず一本の竹で輕便にすまざる者が多くなつてゐる。しかし大人の手にする分は矢張正式にグルリと竿とを別にし殊に竿は繼ぎ足しのない長いのをよいとしてあるから、中には全長十二、三間から十五、六間に達するものもあつて、こゝういふ長いものになると、上方のグルリは自體の重さと風あたりとで傾斜し、例の石の圍りを回轉する最中は宛然輕業師の勢揃したるが如く、いづれも上方のグルリを見つめて如何に之を操縦するかに苦心しつゝあやなす手際は確かに力瘤のいる偉觀である。そして十間以上の長さの竿でも手にして廻はるときは一人に限られてゐるので、傍に屈竟の若衆が附添ふて監視し萬一倒れかゝつた場合は引起すだけは力添へすることゝなつてゐるが、目撃するところでは往々境内の物賣の屋臺の上に倒

しかける事もある。

大抵夜分八時頃から始て、先づ南面第二の石階の下にある一の鳥居から鉦太鼓で進み、例の龜の子形石の所で太鼓を据え、こゝで太鼓をドンと一打ちすると幟を持つ一同ワート聲を擧げ圓陣を描いて小走りに廻る、暫く間を置いて又太鼓をドンと打つと一同ワート喚聲を擧げる。應て油が乗つてくると、カンカンカン、ドン／＼と鉦太鼓を連續打たゞき、一同はホイ／＼と掛聲して一段へピーをかけ渦卷の如く循環するのである。そして大抵一同疲れる頃合に鉦太鼓は階段下に退き參加者は隨意退散して更に別組が出て同じ事を繰返すのである。此事につき長府史料に先づ「南面の第二の石階の下なる一の鳥居の左右より集ふ左は金屋町右は惣社町なり舊は藩より警固として目附組頭寺社奉行中間頭各屬吏を率ゐる參り坂上の樓門に列り町よりは大年寄小年寄出でて庭上に列る是に於て幟先に進

んでさて燈籠さて樂人と次第して石階を登る樂器は横笛太鼓鉦にて笛は武家役に  
て吹き方左右異り樂人太鼓を庭上の大石の上に於て曲を始め燈籠揚げたる者幟捧  
げたる者一群一群にて大石を中にして吁々世以と呼りつゝ鳴る物の音につれて踊  
り廻る太鼓やめば幟さゝげたるものゝみ元の處に退出し此の式左右各二度にして  
終るかへるさの道すがらしあん橋といふ古式の歌ひもの歌ひつゝ家にかへるとな  
り云々」と見えてゐるが私が大正十年目撃したときには笛を吹く者は最早なく、  
歸途しあん橋と曰ふ古式の歌をうたふと曰ふ事も耳にせず、所の人に訊ねても知  
らぬと言ふ者多く、又同史料に「燈籠旗者相共呼<sup>ナ</sup>吁々天井也<sup>ナ</sup>……至<sup>ニ</sup>曲已急<sup>ニ</sup>旗  
者呼<sup>ニ</sup>咄數津波不天井也<sup>ナ</sup>奮然其勢如<sup>レ</sup>奔<sup>レ</sup>馬<sup>ナ</sup>……」とあれど、今は前記の通りホイホ  
イ〜と掛聲するだけで、只式が左右二つに分れ惣社町以南の者は惣社町に以北  
の者は金屋町に屬して境内に集るときは金屋町派の者は左よりして階段に登り、

惣社町派の者は右より登ることは今尙恆例となつてゐるのである。

そして先づ此一幕の始まる前若くは次の別組が出る間にはキリコと言って七夕祭  
と同じ如うに笹に五色の短冊、色紙、雪洞、又は風流なきりかえ燈籠をつけたも  
のを娘子供等が手にして同様廻はるのであるが、此ときは鉦太鼓の鳴物はなく勝  
手に群集して循環するので多少張合はなきも要するに幟の方は男の役、キリコの  
方は女性の役と自然に別たれてゐるのも一段趣味を覺ゆるのである。此キリコは  
何時頃から起つたものか判明しないが七夕祭と盆とが一時に來たやうな光景から  
考へて神佛混淆時代に出來たもので在らうなど言ふ者もある。果してしかるや否  
や知るところでないが、何故特に例の石のぐるりを廻るかと言ふに傳説では神功  
皇后時代、朝鮮のモノミ即ち今日いふ間諜、塵輪といふ者を捕へて殺し此石下に  
埋のしに其後イキレイと言ふ病流行したので塵輪の崇り若くは其遺族の怨恨の所

爲と怖れて供養のため此石の周圍を吊ひ巡ぐるやうになつたのじやと言ふのである。そして長府人は今尙ほ此祭を怠るときは疫病はやるとして例年式を缺かすことなく、曾て數方庭を營まざりし年、滿珠于珠の二島が震動して龜の子石が破裂したといふ口碑を信する者多く、此地生れの私の友人の宅などでも一家差支あるときは態々人を備ふて参加せしめたと言ふことである。更に面白いのは參詣者の中には石をめぐりつゝ砂を掬ふて額やら手になすりつける者も多く、是はかうすれば病氣に罹らぬと言ふのであるが、此砂は特に太鼓を据えた場所のものがよいとせられてゐる。

そこで此やうに昔より長府人に鬼として怖れられてゐる塵輪とは如何なるすじや素性の者かと言ふに、八幡宮本紀には此塵輪に就て、「今按するに譽田宮縁起、石清水宮縁起、八幡惣輩訓などにしるし侍るは、仲哀天皇の御宇に當りて新羅國より

數萬の軍兵せめ來たりて日本を討ちとらんとす。是れにより天皇みづから五萬餘人の官軍を相したがへ、長門國豊浦宮にして異國の凶賊を禦がしめ給ふ、この時異國より塵輪といふ、ふしぎのもの色はあかく頭八ありてかたち鬼神のごとくなるが黒雲に乗りて日本に來り人民をとりころす事數をしらす天皇安倍高丸、同助丸(筑前國宗像郡宮地村に此の二人の社といは傳へたる神社あり)に仰せて惣門をかためさせ、塵輪來らば、いそぎ奏し申すべし人臣の身にて、たやすく打つ事あるべからず、我れ十善の身を以て彼ものを誅伏せしめんと命じ給ふ、則ちかの二人弓劍を帶して門の左右を守護しけるに第六日にあたりて塵輪黒雲に乗じて出で來たる。高丸武内大臣を以て此のよしを奏しけるに天皇御弓を取り矢をはげて、塵輪をいさせ給へば塵輪が頭たちまちに射きられて頭と身と二つになりて落ちぬ」と見えてゐる。果して塵輪といふ凶賊が實在せしや否やは確かむるよしもないが、面白い事はヂンリンの咄は筑

後にも在て、三瀧郡大善寺村玉垂宮で毎年舊正月七日執行する追儼のホコトリ、メントリの所作の如きも其むかしデンリンを平げ首を刎ねた手振を演ずるものじやと言ふ説もある。此追儼式は民族と歴史七卷六號にて詳説して置いたが、曾て社司宮崎園枝氏から此宮の勾當坊で在つた薬師寺家の記録寫を見せて貰つたときこのデンリンの咄も載てゐてデンリンを沈輪と記れてゐた。神功皇后御傳記には「この時荷物田村に羽白熊鷲といふ者あり其人となり強く健く、身に翼ありて能く空を飛び翔り朝命に従はず毎に人民を掠奪などす、具原氏云く、筑前國夜須郡野鳥村に古所山とも白髮岳とも云ふ奇峻き山ありて熊鷲が住みし地といひ傳ふとぞ……また案ふに上に出だせる塵輪といふものは此の熊鷲のことを混らし傳へしにもあるべく、やがて熊鷲も異國の妖賊ならむともはた知る可らず」といふ記事あるが、いづれにするも當時デンリンと稱する凶賊のゐたことは推しうべく、是

が長府忌宮神社の數方庭並に筑後玉垂宮の追儼式に其フオーグ、メモリーを今なほ傳へてゐるのは面白き事である。

### 雞に關する傳説と民俗

豊前の青龍窟せうりゅうくつに昔鬼が棲みたいと神に申込むと神は今夜中に千體だけ石佛いしほとけをつくれば許るさうと返答したので鬼は早速仕事にかゝり、ヤット九百九十九體までは仕上げたので神は驚き「タコロバチ」(菅笠の方言)を叩いて雞の啼き聲を真似ると鬼は最早夜が明けたかと斷念し逃げたといふ話がある。彦山でも天忍穂耳尊が此山に棲む鬼に退去を命せしに鬼は飽迄棲みたいと嘆願するので然らば今夜中に石窟

をつくれれば許さうと言ふと鬼は渾身の刀を揮つてどうやら成就しかゝりそうなので神は又例の雞の啼き聲を真似ると鬼は周章して逃げ、其とき鬼の頭目が杉枝を折て地に挿したのが現在矗立する鬼杉であるといふ話がある。此他伊豫宇和島海岸の九島、遠くは羽後男鹿神山、越後柏崎岩の掛橋等諸國に是と似寄の話は幾つも在つて學者によりては是を九十九傳説といふ綱目に分類する者もあるが、西洋でも雞が啼くと惡魔が引込むといふ諺が在り沙翁のハムレット劇にも亡靈が出てくる一齣に武官の「バアナード」が「物言ひさうにおはしたが雞が啼いて」と言ふと「ホレーショウ」も魂消た風情で「曉知らず雞が啼けば、海の中、火の中、空の中、扱ては又土の中にうろつく化物も身をひそむとは豫て聞いたが證據を見たのは今が始めて」と相返答うち、同じ武官組頭の「マーセス」も「ホーンに雞の聲で消え失せました」と口々にいふ文句がある。洋の東西を問はず、なにを見るに

つけ聞くにつけ恐怖に襲はれる時代の古人が如何にあの勇しい雞の聲を力強く感じたか其心理状態は是等の話によつてうかがはれるのである。雞はこのやうに魔障除けの役目をするに認められるので、コーバン氏著ニュー、アルケオロジカル、デスカバデイス五三三頁によると、昔アンチオクの貨幣には矢張惡魔除けとして雞がついてゐた事が見え、ガイ、カドガン、ロスサアリー氏著紋章學梗概五四頁にもゴール人が鑄造した貨幣に雞冠をかぶる人頭の圖があることが所載せられ紋章の方では是は武人的勇猛と宗教的向上心を象徴するものじやと言ひ同時に雞は闘性があるので戦時には赤色の鳥冠のある白雞が軍神に捧げられる風のあつた事並に東方地中海の沿岸では生殖神としてアチスにまつられ雌雄兩雞は宇宙創造の表象として認められたこと並にゴール人は宗教の圈内に入れて雞のつく軍旗の下で花々しく戦つたと言ふシーザの言を引證してゐる。

山口縣大内村及平川村のカクジャウ筋の事を民族と歴史六卷四號並に五號に掲載したことがあるが、此カクジャウの事は嬉遊笑覽にも「或人語りけるは周防山口に覺定と云ものあり毎歲元旦に國主の城門に參る此時門を開くを嘉禮としそれより諸人出入す祝詞を唱ふること千秋萬歲に似たれどもやうかはれり其服水干に烏かぶとを着る十庶の家にも至りて此ことをなすといへりこれ萬歳の古風残りたるなり覺定といへるはそのかみさる名の千秋萬歲法師にてありしを其をつぎたるものなるべし」と見えてゐるが如く今なほ正月は萬歲姿で勸進に出かけるのであるが、このとき大内村の者は雄雞の烏冠を被り平川村の者は雌雞の冠を被る事となつてゐる。洵に正月にはふさはしひ目出度き扮装と思ふが雞が靈禽として能く邪惡を辟く話は本朝食鑑、和漢三才圖會等諸書に散見せられ、前記コーバン氏の書三六〇頁には一九一三年バレスタインで發見せられたる墓場に花環の周圍へ十字

架と雞との裝飾が附けられ是は雞は黎明の先觸をすとの意味から未來再生の希望を表象したものであると説明してゐる。

基督教徒は信者たることを表示するに好んで雞を用ひ教會の尖塔などにも之を裝飾とする風あるが、是は雞が吾人を覺醒すること並に曉を告ぐる雞の聲はセント、ピータの懺悔を想起せしむるからで、ピータの懺悔とは聖書に見ゆるが如く基督がピータに今夜雞の啼く頃前に汝は三度我れを裏切ることあるべしと言ひしにピータは死をともにする事あつても背くことはないと言ひしに「此人知らず」と有司を欺き聽て雞の聲を耳にして始て基督の豫言を思出し涕泣懺悔したといふ咄があるからである。

雞の宵鳴きは荒雞又は盜啼など言ひ不祥を主るものとせられてゐるが、勇まし

く時の聲を告ぐるのは何處の國でも不思議がつたものと見え、びるま緬甸にはこういふ話がある。昔書物界に大火事が在つて色々雜書が焼失したが其中に名高い天文書があつた。ところが火事がやんでから雞が出て来て此本の灰を喰ふたので爾來雞は星と太陽との運行を知るやうになり今日なほ日出、正午、日没、夜半の四回は時をたがへず啼くと言ふのである。(一九一九年十月米國雜誌エジプト所載) 解放せられたる緬甸女の記事参照)

肥前佐賀地方では同じ日に生れた者でも雞が「グー」と啼いたときに生れた者は薄運で、反對に「トーターコーイ」と元氣よく啼いたときに生れた者は好運じやと言ひ酒呑みは雞の聲を聞いても「五合買うて來いと」聞こゆとは聊かふきだしたくなるが、よく大學眼藥(みくすり)が新聞廣告に雞と日出の光景との繪を描き夜が明けたやうに眼病を治すと夜明けを知らず雞を眼を明けることに結びつけたのは廣告ながらも趣好をこらしたもので、前掲コーバン氏の書五〇七頁には羅馬(ローマ)アスクレ

ピウスの寺院を開鑿中發見した紀元一三八年の日附ある碑文に盲目の兵士ラレリウス、エーバーといふ男へ神が「汝白雞の血をとつて之に蜜と目薬とをませ三日間塗布せよとお告げあり之を實行せしに視力快復しこの男は厚く神に感謝した」といふ文句が見えて、昔より雞と眼病とになにがしか關係を結付てゐた事に感づかれるのである。普通我國では竈又は神社に雞の繪を貼りつけ風邪又は子供の夜泣きをとめる禁厭としてゐるが奇抜なるのは水死者の遺骸を搜索するとき雞を板の上に載せて水上に浮かべ雞が啼いた場所の水底をさがせば容易に發見し得との俗信で、自分は曾て岡山旭川で此奇風の實行せられたる事を耳にしたが倭訓栞によると諏訪湖にても此風ありしこと出で、最近では大正六年鈴辨の首を信濃川で探すとき此法實行せられ不成功に終りし喜劇は當時の新聞に見えて世人の記憶にまだ存することと思ふ。

先年友人と宰府に詣でしとき友人は天神左遷の折に於ける雞聲の傳説を述べて此邑恐らくは雞飼ふ者なかるべしといひしに隨所に「トット」先生橫行し、時代が異ふぞやと互に大笑したことがある。また雲根志に「筑前の國香椎濱に雞石あり土俗傳へいふ、むかし此濱へ何れともなく雞來たり稼穡をあらせしをもて近郷の百姓あまたあつまりて彼の雞を狩て殺さんとあらそへり時に雲水の僧來りて罪をゆるし雞をわれにあたへよと乞へどもゆるさずして終に殺せり其時旅僧和歌あり「いにしへも雞の玉のむためしあり罪せばなとかわれにあたへぬ」死したる雞たちまち石と化せり今祠に封じてこれをまつる其社のあたりをたづぬれば小さき雞のかたちせる自然石を拾ふと予いまだ見ず」とある祠は香椎の濱のどの邊にあるかそれとなく搜がしてゐたのであるが、ことし（大正十五年）一月たま／＼香椎朝に參拜して境内の椎の木に附着する見なれぬ地衣を採收する際、なに心なく稻荷

さんと隣合せの末社に雞石神社とするされたる祠のある事を始めて氣附いたのである。採收の地衣は南方さんの御示教によると Chiodecton 屬で甚だ珍しいものじやと喜んでくださったが、植物學に門外漢の私は此地衣よりも雞石神社の發見の方が遙かに嬉しかつた。早速神職藤野氏を訪ね雞石神社につきお質ねすると其由緒は判明せざるも御神體は雞の恰好せる石にて子供の夜泣を封ずる爲に祈願する者多しと承り、雲根志所載の雞石に該當することが漸く判つたのである。いづれもとは何處かに在つたものが茲に併祀せられたのであらう。



## 豊前善光寺のお手判

九州日豊線に豊前善光寺驛といふ長たらしい名前の小驛がある。最近までは四日市驛と呼ばれたのであるが四日市といふ地名は諸國に在て紛らはしひので、此驛から西南十七町へだつる芝原善光寺(宇佐郡糸口村芝原)の寺號をとつて驛名としたのである。一説に此寺の和尚が却々なかし遣手で代議士某を介して其筋に運動し驛名を變更せしめたものじやとも言はれてゐる。其詮議立はお預りとして、この精舎てらは鉢叩の元祖、空也上人の開基で、大友の兵燹に七堂伽藍悉く焼失し今は特別保護建築物に編入せられてゐる建長元年再建の本堂のみが、ひとり異彩を放つてゐるに過な

いが流石に日本三善光寺の一に算へられた名刹だけに御本尊の現益は彌増しに靈驗に當山の什寶である、如來摩頂のお手判とともに弘く信者から隨喜渴仰せられてゐる。

私が此寺にお参りしたのは別に佛縁をもとむる殊勝な心がけが在つたわけではなく、大正十年夏、宇佐八幡の喧嘩祭を観てのかへり序に、豊前言葉で云へば「投げ足」で立寄つたもので、其主たる目的はかねて噂に茲の本尊は白の上に立たせたまふといふを拜見したためで在つたのであるが、扱て行つて見ると御開帳は六十一年目毎で一寸手輕に覗くことも出来そうにないので役僧に交渉すると、地獄の沙汰同様佛の沙汰も金次第、役僧の申さるには此寺に如來摩頂のお手判といふものが御座る。このお手判を戴く者は特別の信心家と看做し、御本尊を拜がましても差支ない寺法となつてゐると言ふので、早速其手續を講じ、ヤット三間ば

かり離れた居間みまから遠目に本尊の拜觀がかなつたのである。そこで此とき始てお手判といふものを體驗したから茲に先づこのお手判を戴くとは何事かといふことを喋しゃべつて見やうと思ふ。

和尚の咄によると、醍醐天皇の第二皇子具仁親王、後に出家して空也上人と申す方が(仁明の皇子常義親王空也なりとの異説もあり)村上天皇の天徳二年。信濃善光寺に參籠中、如來から九州に出て參れとの教命が在つたので下向せしに其途中、宇佐八幡からも靈告が在つて此芝原に足をとどめ一字を建立したのが當山で當時は素より附近は野原で人家のある筈はなく折角の大慈大悲も衆生に施す途がないので氣を腐らしてゐると、或日如來あらはれて申さるるには、縁なき衆生は度し難しと言へば汝くよくよ嘆くには及ばざる事である。しかし、われは汝の熱誠に感じわが攝取護念の右手を汝に授けつかはすによつて、汝今後共勉め勵み大悲大願の眞意を空うする勿

れと仰せられたので上人難有しとかしこまり拜受したのが此寶手であると言ふのである。そして更に和尚の詳しき説明によると眞言秘密の門では是を刀劍施無畏又は倒懸無畏の印と言ひ通佛敎八家九宗十三宗五十餘派の上では拔苦與樂の印とも言ふそんで、一條天皇の御宇には天聽に達して勅封となつたが後に光格天皇の御猶子華頂宮尊超法親王が上奏して勅封の禁を解かれ、爾來今日我々凡俗も難有體得することが出来るやうになつたのじやとの事である。このやうに說法承つたので自分にはともあれ早く寶物を拜見したいと待構へてゐると和尚悠々更に語を繼で曰く、しかし此寶手を戴くには受者が罪業を懺悔し佛心となつて體得して貰はねばならず又洒水の法と云て大悲誓願の力を假りて加持した淨水で體を清めなければならぬのだから、先づ懺悔の法として私の言ふ通り唱文しなさいと、例の「我昔所造諸惡業、皆由無數貪瞋痴、從身吾意之所生、一切我今皆懺悔」を

唱へさせられ、お次ぎは洒水の法で御座るとして水を瓶に置いて前に置き、なんだか呪文を和尚が唱へたが洒水も道場洒水とて道場式場を清むる方法もあれば僧榮西或は慈寛大師とも言ふが肥後の川尻から支那清涼寺の火災を洒水の法で消し止めた話がある如う色々秘法もある事と思ふに、なんでもアツサリ簡単にやりのけてゆく和尚の手際大に感服せられた。

さて是で不淨極る自分の身體も清淨無垢になつたと見え、和尚は如來摩頂の手は是で御座ると河童の手の如うに眞黒な大きから言へば五つ六つの子供の掌ぐらゐの手形を見せて是を私の額にグツト押したのである。額に押した謂れは恁うすると將來菩薩となるべき者の額にあらはれる白毫相の基をなすと同時に如來大悲の血脈が受者の體に傳つて罪障深き我々も彌陀は捨て給はず引うけてやるぞ助けて遣はずと保證の印版を押したものと心得てよいと言ふのである。

私は以上の順序をふんで最後にお血脈を貰ひヤット御本尊に接見かなつたが、此如來が右手を空也上人に授けたと言ふ事言ひ易へば一臂の力を添へたと言ふ事、そして實際は木製か何か見別けはつかぬが、今は是を衆人の額に押して體得せしめ安心立命せしむる道具としてゐるところ却々奇抜に面白く感ぜられたのである。民族と歴史七卷六號拙稿「筑後玉垂宮の追儼」にかゝげし如く此祭式に鬼が本地堂の椽下を六回めぐるを數取る男がゐて、此數取男の右手の指頭で額の真中を押して貰ふと病氣に罹らないとの俗信があり、またウエルス著アツトライン・オブ・ヒストリ九卷二六六頁に喇嘛僧が右手を信者の天窓アママにのばして祝福ベネディクションを禱る慣例の在ること載せらるが如く俱に手を通して佛の慈悲心に接しその血脈を體得すとの考は頗る趣味ある事であるまい歟。

最後に本田善光が浪華の堀江から如來を引上げたとき奉すべき適當な場所がな

いので、とりあへず諸具のうち最も清浄な白の中に安置したといふ咄は塔囊鈔にも見えてゐるが世間で信濃善光寺の如來が白の上に立たせ給ふと言ふのも、矢張このとるに足らざる俗説からしか云ひ傳へてゐるのであるまい歟。芝原善光寺の如來も私は遠目から拜觀したのではあるが、白の上に立たせ給ふといふよりも矢張花房の上に立たせ給ふものと見うけられたのである。和尚の咄によると通常佛の蓮臺は蓮華の花弁であるが、茲のは花弁が悉く脱して花の芯のみがのこつてゐる。是は天臺の學匠中空師の説によると花弁は聖道の諸教を表示し唯芯のみ残してゐるのは末法余教必滅の時に至て彌陀一教物徧増本師如來獨り之を救済し給ふ表示であると説明してゐるのである。白とするも將又花房とするも生慾學者は矢張是を裸地藏などと同じく一種のキオミを徵象するものと目すであらう。

追記、

無著道忠禪師の禪林象器箋、土地神の記に雪堂拾遺錄云、眞州長蘆登和尚、數年鼎新起長蘆寺、既就、一度夢有三人來、乞爲土地、登曰、爾做我土地、不得、神曰、何故、登曰、爾見我僧家過、神云某有長誓、逐斷一臂、呈、登曰、若如是則可、逐與建祠堂、追塑土地、一臂墮落、屢修復爾、方見願力之重也、といふのがあるが、如來が空也上人に一臂をつかはしたと言ふ事も或は當初此拾遺錄に類した話の在つたのが次第に變化したものかも知れない。記して後考を俟つ。

### ゆもじと迷信

ゆもじは神秘なところを蔽ふ役目以外に色々奇抜な禁厭にも用られてゐる。第一世間によく知られてゐることは愛宕さん同様火伏せに靈驗ありと信せられる事で、自分は曾て門司でも二回湯もじが鎮火に活躍した實例を見聞した。一つは大正二年春、市内日出町の劇場稻荷座が白晝大火事をやらかしたとき其風下にあたる龍門町のさる謠曲師匠の宅に(此師匠今は他國に移轉)源氏の白旗よろしく湯文字をフラフ竿につけ懸して飛火の難を避け、往來の人々から「アレ見」と嘲笑せられるのを目撃した事と、今一つは其翌年冬港町の九州亭といふ洋食屋の家並が祝融の難に遇

つたとき此向筋の料理店金龍亭(今は廢業)の藝子仲居共が銘々湯もじをあふり立て類焼を免れたことを其隣人から耳にしたことである。湯もじが此やうに消防の働きすることは諸國でも能く耳にし珍らしい事ではないが、是は火は不淨を忌むといふ迷信から起つた禁厭である。

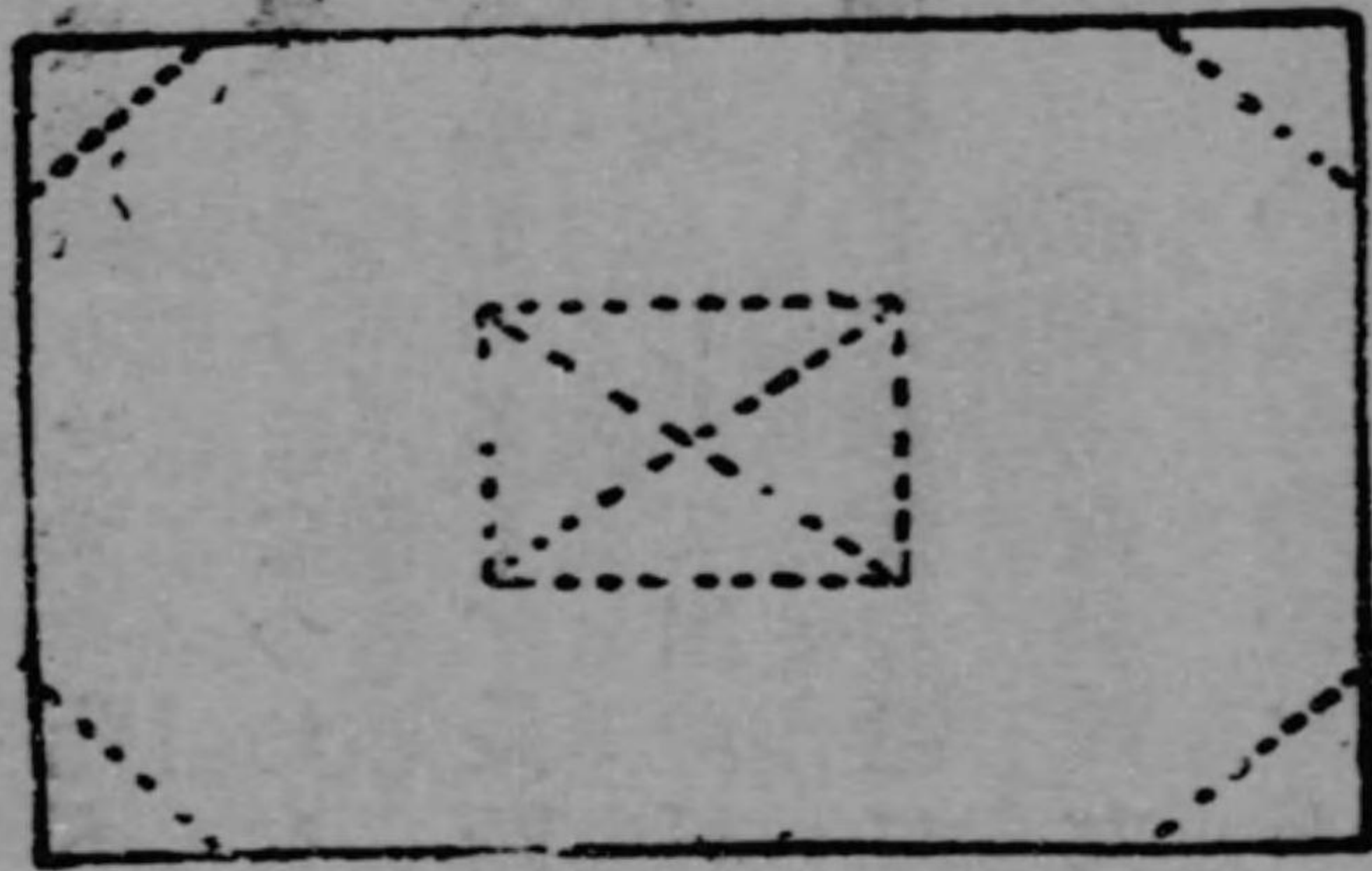
湯もじは又病魔に對しても却々なかく效驗ありとせられ、近江國高島郡地方では湯巻の下まへ下方の端を糸で括て置けば瘡の禁呪となると言ひ(土俗と傳説 第一號)大阪では子供が風を邪くと洗濯した糊コワ／＼の湯巻を頭の上から引被せると癒ると言ひ、豊前では湯巻を綺麗に洗濯し、是に水引をかけ大事に仕舞て置くと死際に下の世話を他人にかける事がないと言ひ、阿波板野郡浦村、清少納言の墓じやと言はる五輪塔に巻てある綿布を借りて腰に纏へば下の病治すと言ひ(郷土研究)二十一波錢で腰巻を買へば下の病に罹らぬと言ふ所もあり(大正三年四月 新家庭)其他病魔に對すること

はないが盂蘭盆に死人があると歸てくる亡者が頭をはられるとて死人の頭に笠を被せ又は湯巻を被す地方もあるし(郷土研究)豊後大野郡地方では妊婦が糊付の湯巻をすると、こせかき(鮫はだ程ではないが矢張見苦しく皮膚の荒れる症を云ふ)生むとて戒しめてゐる。

戀愛方面では能く莖子衆のやる湯巻の片隅を結んで置く事で、こうすれば戀男に早く逢はれると言はれ、是と反對に亭主が嬖に妬ませぬ方法としては和漢三才圖會に「令婦不妬法、取婦人月水布一裏蝦蟇一干廁前一尺一入地五寸埋之」といふ記事がある。胴慾な方面に用らるのは肥前川上郷邊で、此地方では昔から金精がブーンと音して人家に飛込んで來るとき是を直様抑へて遁がさないと家が繁昌するとの言傳へが在つて、この金精を抑へるには新しい湯巻を以てすること一番効驗あると言はれ今日なほ新しい湯巻を手近に仕舞ひ、金精の鳴りこむを待

構へてゐる慾たれがある。紅禪のために金を遣ひはたす極道もんがあるかと思へば又是で金精を抑へ富限者にならうと夢む者もあるし世の中は様々である。

此郷では湯巻の事をキヤーフ(脚布)と言ひ脚布をつくるときは上圖の如く四隅に四天王と呼ばれる縫ひをつけ、尻のあたる方には楯形(マスコガ)の恰好に縫糸を綴ぢる面白い風がある。是は蛇が玉門に闖入した場合、此糸をとりはづし蛇の尻尾に結付け引張ると造作なく出ると言ふ俗信がある爲である。史籍集覽渡幸庵對話に「女の陰門へ蛇の入りたる予一代に三度見たり……」とあるが如く、天草並に鹿兒島地方ではこう言ふ場合、蛇が饅頭(陰部の別名)に這入つたと言ふのであるが、實際蛇は此桃花祠裡に遊びたがる癖があると言ふので昔から農仕事に行く女共も嗜みある者は野原で



ゆもじと迷信

は居睡りせず、此不斷の心掛肝要とあつて更に用心のため榊形の縫糸をとちこみ置くやうになつたものである。榊形は人によつて大小相異なるも普通は一寸方形の小形が多く、長崎方面の村落では野仕事に出かける女、三筋の白糸を縫つけたる湯もじして出かけるもありと同地方出身の者から耳にした事がある。湯もじに關係した悲惨な話は室町殿物語の「撞鐘破る事」のくだりで其全文を轉載すと、或時秀次公の女中方より四條坊門の邊にありける鏡作りを召寄せ給ひて古鏡の曇を磨かせらるに鏡師裏を見れば木瀬といふ鏡作りの作なり、鏡磨申しけるは此作者は上手にて上々の御用を達し家も豊かに繁昌して時める鏡師なりしか共不思議の事候ひて家絶え果てたと申しける。人々聞き給ひて夫は如何なる仔細に依てぞと云へば、されば、或時田舎の古寺にありける撞鐘の賣りあるとき木瀬買取て鏡の下金とすべしとて能き鉞を以て荒男共に二三人互

代に打碎かんとするも曾て曇も行かず、こは不思議なることかなと思ひしにある古實の人進み寄て云ふやう其鐘是非碎かんことは容易なり教へ候はんとて曰く女の朝夕肌を離さぬ脚布を取て龍頭の頭より打着せて何にても打たせ給へ即時に微塵なる由を語て是本、呪なれど傳ふるなりといふ、木瀬大に喜び隱に歸り下に召使ふ女を呼て事の次第を語り是非共朝夕しける脚布を貸せと無心す、下女の曰く脚布の御用あらば御内方のをなと取て使はせぬといふ木瀬聞き夫は汝がいふ迄もなく我女房のしけるにては叶はず兎角辭退なく早く供すべき由いひければ此女申すやう、只さへ女は罪深く佛になる事さへ難しと戒ある身と承る、其上昔より撞鐘の邊は女は寄らぬ習へ申傳へ候に況んや汚不淨至極のものを御用立て其罪を蒙らんこと主命とても叶ひ難し此儀は御許あるべしと只管に辭しければ木瀬是非共借るべき由申す、其儀ならば罪

をば何と遁れ候はん道もなき仰かなと曰へば木瀬罪は悉く我れ負ふべしと佛神を證に立て誓事しければ女は此上は力なしと貸にけり、懸て龍頭に押し巻き大なる斧を以て打たれしに不思議なる哉六つに割れて開きける、斯くして思ふ程碎て鏡にぞ作りける、さる程に三月計過ぎて主の女房風氣を病み八日といふにことされぬ三十日立ちて三なる男子又死し、父呆れて惱みけるが思の積りけん女房の一周忌を過ぎるに朝の露とはなりにけり。

といふ物語である。果して湯もじが左程の靈驗あるものかどうか知らないが、南方先生御通知に由れば三河雀には動かぬ金佛を脚布をかぶせて動かし盗とつた左の話がある。

爰に六道とて加賀越前兩國關手の錢をあらそひ果ては喧嘩に成りて尊き山にしんいの波を立つるは今生の修羅道かとぞおぼゆ、大御前十一面観音は金佛

なり、昔富樫が安置せしと云ふ、山下の盗人等聞き及び數百人來りて動かせども、さらにうこかず、盗人等山下してあからさま成る物語を八十餘りの姥是れを聞きて心よげにも笑ひ、若き衆は知らぬも理り哉、奇特ある靈佛には若き女の月水付きたる脚布を、ほとけの頭上へかくれば靈驗うせ果つるなり金佛なれば盗取りふきとらかして金となし、姥にも配當させよとをしへければ盗人どもそれこそいとやすけれとて姥が教のごとく脚布をかくれば數百人にして動かしがたき金佛輕々とあがれば盗人取りて籠へおりしに俄かに震動して七日七夜洪水出で來て盜賊の一村大紅蓮の淵と成りしとなり。

前掲室町殿物語に「昔より撞鐘の邊りへは女は寄らぬ習と申傳へるに」との詞が在るが、女の梵鐘に近づかざる風あるに就て南畝莠言には「物理小識に云ふ、鑄劍鑄鐘、合煉丹藥、皆忌裙叙之歴、今鐘を鑄に女人を忌も此たぐひなるべし」



との所説あれどいづれかと言へば鐘が女人忌むでなくて女人が鐘を忌むべき事となつてゐたものと自分は思ふ。其わけなにかと言へば鑄鐘には女人の身につくなものかをいれないと龍頭が旨くつかないとの言傳が在て四國八十八ヶ所の一なる伊豫繁多寺の鐘も其昔一文錢と女人の髪の毛一本を信徒衆から寄進せしめて鑄たものじやと言はれ、「鐘は撞くもの撞かぬもの、出雲八束の血の和崎、鐘が鳴つたら子をかくせ」の俗謠ある八束郡血和崎岩生寺の鐘も、最初の鑄造は出來損ひしかば二度目は寄進に應じなかつた名主和助の娘を誘き出して殺し其血をいれて成就したと言ひ、さて出來あがつたもの、撞くごとに大人の眼にはつかぬが郷内の子供には和助の娘が見え怖れるので遂に撞かなくなつたといふ傳説があるが如く其他今日でも山口縣の田舎にゆくと湯もじを洗濯しても決して人目につく場所に干さないところが在て其謂れは矢張鑄鐘に是をいれると完全に出來上るとて鑄造

人から盗みとられる懼れあるのと一旦盗みとられ鑄鐘の具となると其持主たりし女人は一生浮かばれないとの俗信がある爲で長崎地方でも湯もじは蔭げ干しにすべきものとの戒を耳にし女人の鐘を忌む理由は畧ぼ之にて知りうるからである。

此やうに湯もじに就ては様々迷信的な話は多いが一方男の禪はどうかと言ふと「座頭のふんどし、犬わん／＼」式に扱ては尻を捲り「アレ帆かけた舟が見ゆるぞ」など、之を見せびらかし座興を添へる程陽氣に扱れてゐるは面白き對照である。長短こそあれ、ひとしく生殖器を蔽ふものなるに慙くまで相異のあるのは女性靈物の尊嚴視せられたると共に一面深く女性の嗜みたしなを諭へし遺風と考察せらるるのである。

## 附記

湯卷、湯具、腰卷、も近代言葉では、皆同一につかはれてゐるが、貞丈雜記に「天子御湯ヲ召ス時、上臈一人典侍一人(典侍ハナイシノスケナリ)御湯ヲメサスルニ、常ノ衣ノ上ニ白キ生絹ノ衣ヲ著テ御湯ヲアビセ奉ル也、其ノ白キ生絹ノ衣ヲ湯卷トモ云フ也」とあるが如く昔、湯卷は禁中に於ける女官の服装の一つであつたもので嬉遊笑覽にも「ゆぐといふハ、男女ともに前陰を顯はして湯に入ることもハもとなき事にて必ず下帯をかきかへて湯に入るゆゑ湯具といふ、女詞にハゆもじとも云ふべし、或ハいまさなどいふハひがごととなり、いまさハ湯卷にて湯殿に用ふる具にはあれど異もの也」と見えてゐる。

### 箕のはなし

豊前では今なほ箕を戸口又は土壁等に凭せかけるに其脊を外にして内側を凭せかけるを忌む風が在る。是は箕の脊は首のなき人間の胴體をつくりの恰好であると言ふのと、打首になつた軀ひくろが倒れるときの音と箕がカボツト打伏せるなるときの音とは同じじやからとの謂れがあるためである。

老人の咄によると今より彼は六十年前此國の豊津に安樂といふ瓢輕者が他國から流れて來た。此男頓才在て歌など一寸ひねくり、夜分は安樂通寶とした、めた小田原提灯を携げて出歩るきなどし子供達から安樂さんんと呼ばれて人氣のよ

かつた男であつたそうだが、或日この安樂、箕の上方に鬘かちをあしらひ往來を見せびらかし歩るきしに其姿いかにも人間をつくりじやとて看る者皆噴き出したといふことである。是に此地方で前記の如く箕は人間の胴體に似てゐるとて脊を外にし凭せかけるを忌むを、安樂聞出したづらの趣好をこらしたもののじやと老人は言つてゐる。東雅に箕の事に就て「彦火々出見尊横刀をもて鉤となし一箕に盛りて兄命に與へ給ひしといふ事日本紀に見えしかば其因りて來る所特に久しきものなり、ミといふ義詳ならず」と箕の意義を不明にしてゐるが其形狀よりして箕も身も語源を一にするのであるまい歟と思ふ。箕とともに神代の産出で推根津彦のお役に立つた蓑なども倭訓栞には蓑は身荷の義であると解してゐる。

豊前では又、子供が箕を持って遊ぶときに「木のだんく、竹のだんく、中は菩薩の段々踊」と言て唄ふが是は穀類が箕の中で篩はれる姿をうたつた勞作歌の

一で日本歌謡類聚によると伊豫宇和島にも此唄ある事が見えてゐる。序に此唄の菩薩といふは必しも米に限られたものでなく一般の五穀を指すので在つて五穀の實を菩薩の力に因るものと信せられ、従て五穀を粗末にする者は菩薩の罰があるたと戒しめてゐるのであるが、倭訓栞にも「俗に菜穀を菩薩といへり遠江天瀨川の上にては専ら稱す雞林類事に白米曰漢菩薩粟曰田菩薩」と見えたり」と出で物類稱呼、玉勝間には米を菩薩といふと録されてゐる。

面白い風俗は今日なほ永續するかどうかは知らないが、同じく豊前領内である椎田しほだ、八屋はちや地方で漁夫ども夜分は沖に出かけユツクリ夫婦のつとめも出來ず自然晝間琴瑟相和すといふ場合に白晝のことであるし突然人に來られては迷惑するので、戸口へ若くは船小屋の入口に箕を立てると第三者は誰れも氣を利かして此場所へ闖入しない慣習となつてゐる。豊後姫島地方でも同じ風あるやう耳にしてゐる

るが何故戸口に箕を立てるかは判明しない。老人の咄によるとマサカ晝間戸も立てられないのでテレかくしに箕を置き出したのが一般の風となつたのじやとも言ふが肥前五島では權かきを立てるとの事である。

そこで聊かつくり話のやうにも聞ゆるが、前記椎田、八屋地方の婆々ども子守に疲かれて一息いさどこかで休まして貰らほふと出かけると、行く家さき皆箕を立てゝゐるので「ドーコーもミー立てミー立て」と脊中の子供をあやしなから素通して引返すこともあるといふのである。

箕を使用する事に就て更に面白き事は甲子夜話に「佐嘉にては時として天より火毬降ることあり、里人テンビと謂ふ。火毬おつると地上を轉ず人これを視れば即ち簇り遂ふ、遂ふとき念佛を高唱す云々」とあるが如く此地方では天火があらはれると今なほ各戸總出で、ホー／＼と叫びつゝ是を遂ふ風あるが、老人の咄に

よると別に念佛は唱へざるも必ず箕を叩いて遂ふのが昔よりの仕來りであるとの事で在る。守部の待問雜記後編に「雹ヒヤメふる時、もの鳴して追やるは古きよりの風俗と見えたり。げにしかすれば、はやく退くめり。去年の五月の雹の時、館林のかたより雲起り、南の方におほひ來るをりしも、澤飯野サハイビなどいふあたりにて螺貝ホラガイを吹、鐘をいたく鳴しけるに、黒雲忽ち東に曲マレて云々」とあれば物打ち鳴らし異常の奇火氷雨の類を退散せしむるは昔よりの風と認めらるるも天火を遂ふに特に箕を選んで叩くことは珍らしき風俗である。此他佐奈登さなぼり又は田神に供物を備ふとき箕の上に之を置く習慣も在り。石井 七彰東都歳時記には「正月正月八日 爲三創事節、人家自三前夜一三堅一三長竿一三標一三管箕於上。俗傳、此日夙有三厲鬼、過三調人家一三將一三仇、無レ畏三門神桃符、只忌三管箕云。又和三赤豆一三作一レ粥、雖三奴婢、悉與一レ之食焉。」とも見え、さまが道さまがに神代よりの産物だけに箕は趣味ある農具と感せしむるのである。

## 糞尿奇聞

去來抄に凡兆の「丁稚が擔ふ水こぼしけり」といふ句がある。最初は糞でもよむつもりでゐたのが是に「初めは「糞」なり、凡兆曰く、尿糞の事も申すべきか、先師曰く、嫌ふべからず、されど百員と云ふとも二句に過ぐべからず、一句無くても好からん、凡兆水に改む」と註してゐる。尾籠な事を口にしたくないのは雖しもで、拙著の如きも、なにも鼻持ならぬ糞尿のことまで喋らなくてもよいのであるが、根が下司性のことゝてツイ大口を叩いてみる。

さて世界大戦争が物質的にも精神的にも齎たらした影響は随分大きい、是が

大糞たれの日本人に外國人のとても體驗し得られぬ事件を起したのは自稱一等國の面よごしであつた。と言ふとなんだか穩やかならず聞ゆるが、外でもない此戦争のお蔭でお百姓の氣分が嫌に向上して今まで盆節季にナツバの一つでも持て来た肥取が反對に金を出さぬと汲んでやらぬぞと所々糞攻めくらはしたことは確かに笑つてはすまされぬ事件で在つた。一體肥取が盆節季に肥え代として心附を持て来たのは各地共多年の慣習で甚しきものなると伊豫今治地方の如きは毎年一月五日が肥取の便所見廻デーで、此日の溜り方によつて大體家族は何人と陶算用し年末の糯米はなんぼう呉れてやると取極るのであるが、是とても時には却々折合がつかず、家によりては豫め便所に水をくらはし其分量を豊富に見せかけんとするもあり、肥取の方でも其手にはのらぬと篋で糞の厚薄を調査するなど、要するに正月の餅の多い少いは肥取から謝禮に貰ふ糯米の多寡によるので、餅喰ふ事は

糞喰ふやうなものじやと言はれる程、糞と餅とは親密の間柄であつたが、此關係も今では次第に薄らぎつゝ在るのである。松屋筆記に「江戸の町々の家主といふもの店子の糞を賣を常資とす其名を掃除代とも肥代ともいへりこは糞錢といふべし云々」とあり現在はどう變化してゐるか知らないが筑後久留米などでも肥取は汲取る都度其家の帳面に荷數を記入し、盆には野菜、節季には糯米とお多福豆の干莖ほしくきとを持參し、家々にては此干莖をもやして雜煮をたく慣例となつて居り大阪地方でも年末肥取が蕪其他の野菜の持てきやうが少いとてケンツク喰はす事があり、京都では大正六年私が出浮いたときは未だ「小便と大根にしやう」「肥えと水菜にしやう」など、糞尿と野菜との交換をもとむるオアイ屋の聲を耳にしたが、昨年(大正十一年)行つて見ると形勢一變し此聲は最早さかざるのみか、あの肥桶を一系列にならべた細長い獨特の車(關西では同一の肥車は周防山口にあり)を曳てゐる若衆を見ると、スウエツ

ターを着、てんぶらかも知れないが腕輪時計をはめてゐるも在つたには呆然たざざるを得なかつたのである。事程左様に糞尿を通してからも世態の一變は窺れるのである。

日本人はまた支那人と同じくよく野糞を垂れる癖がある。故に孔子が門人宰我の晝寢を戒しめた言葉の糞土之牆、不可朽、とか又は糞土の言などいふ穿がつた文句はないが但馬地方では野糞のことを「山猫つなぐ」、豊前豊後では其たれる恰好よりしてか「雉うつ」など稱してゐる。そして氣の毒なのは西行法師で、いつも野糞の引合に出され、彼の自作でもあるまいに、蟹の上に山吹ちらしたとて出雲地方では「西行も如何な修行もしたれども糞の歩くはこれが見はじめ」、蟹の返歌「うか／＼と道のかたへに晝寢して駄賃取らずの重荷負ひ」(郷土研究 四卷六號)豊前地方では「西行がいくせの旅をしたれども、いきぐそ垂れるは今日が見初め」又は

「西行が萩をりしいて糞たれて、萩は匂ねるか糞は踊るか」など詠んだと言ひ、其他諸國にも大同小異是に似寄の咄は澤山ある。マサカ西行が物好に蟹と萩の上ばかりに垂れ流した現行犯を押へた者もあるまいが、しかし一方から言へば是も日本人が如何に野糞癖のあるかを證する一材料ともなるのである。昨年(大正十四年)彦山で神職より耳にした事は此峯入に先達は火と糞との始末は格別やかましく申渡したとのことなるが、廁若くは青椿(せつちん)の完備しない時代ならば萬葉集に見ゆるが如く屎(くそ)遠麻禮(とほくまれ)……式に勝手に屎麻理、小便(せうべん)マル(佐賀久留米豊後地方にては小便する事も小便マレと言ふ)もよからうが、文明開化の今日なほ此醜體を演じて憚からざるは遺傳性的に尻癖の悪い所以であらう。

豊前の藩主小笠原に三百石で召抱へられた茶坊主古市家は宗旦から茶道の秘傳をうけ別に古市流といふ一派をたてたが、此流儀では野立箱(たてはこ)と言つて野外で茶を

たてる準備を常に整へてゐたので自然野糞の作法も案出し、是が特別に六箇敷ものとせられてゐたとは此道に通じた老人から曾て耳にしたことがある。此咄に由ると其法は紙を袋形に折り懐手(なつかう)して是を尻に運び此中に用足するので遣りにくひと一般に心得られてゐたが、實はそうでなく、脱糞して其上に紙を被せ此紙の真中を一寸捻り上げて、さながら袋に物を入れて捨てた姿にするのが秘傳で在つたとの事である。野糞も是まで體裁つくらうと、しゆ味津々である。坊主は大便する事を抽脱と言ひ是は廁へゆくに袈裟僧祇支を抽脱するからじやと禪林象器箋に見えてゐるが、支那人は又糞たれる事を出恭(チエーコン)とも言ひ、實際之は恭々しく出すのでこ、呼ぶのかどうかは知らないが、糞の馬鹿にひまどる事は早糞早飯主義の日本人から見ると確かに國民性の一斑を表現してゐるやうに思はれる。西洋人も便所で新聞を読む者が多いから相當長糞の方なるべくチエスターフィールド卿の如き

は倅に時間の空費を戒め、便所に行くにも新聞をさげていつて讀め、讀んだ新聞は雪隠の神さんに献ればよいとまで奨励してゐることは其書簡集に見えてゐる。そして支那人が前述の如く所構はず平氣で出恭する事は人の糞尿するを見る者は金が出来ないと言ふ俗信が在て誰れも見てゐる心配はないからでもあるとは貨殖の念に富んだ人種だけに面白くも感ぜられるのである。しかし支那人は流石に孔孟の國だけ文字を尊重し字の書かれた反古で尻をふくやうな事はしない。寺に行つても「惜紙チーシ」とするされた大きな籠が在て土間に捨つべき反古があるなら此籠に持つて來て納めよと勸めてゐる。我國では此惜紙籠に類したものは寺にはないが京都人は便所で使用した紙をも反古籠に投じ後之を賣る慣習在て其始末な點に於ては支那人糞喰へである。

肥前佐賀郡ではタンボと言へば田國のことではなく便所の事で上品な言葉ではウ

ラと言ひ、タンボがつかへた、若くはウラがつかへたなど言ひ我々の意味するタンボ(田圃)は村落の人には殆んど通せず、他國もんと接觸したことの無い村人等は「タンボへ遊びに行く」などいふ言葉を耳にすると變な顔するも一興である。和名抄に「尿小便也由波利とあり……又馬の小便をばりといふ」とあるが、此地方では馬の小便は「バイ」と稱してゐる。讃岐高松ではバイと言へば糞の事で、「お母カさん、ネンネガ(乳見)バイした」など子供等は云ひ又穢い事をもバイ／＼と言ひ、雲雀の唄に

雲雀の云ふことには、富限者の子は壘の上で、すべつたり、ころいだりして遊ぶ、我等の子は小麥の株で尻つけばバイが出る、鼻突けば血が出る、チンチロチンと飛ぶ

と言ふのがある。京都では小便は「ちやうす」糞を肥えと言ひ小便取は肥えをく



まず、肥え取は小便をくまず、此區別を知らなかつた爲に私の姉は京都に移住當時、小便取に糞以つて呉れと頼んで「私しや肥え取じやない」とケンツク喰はされフンガイした事がある。

五雜俎に晋景公如厠陷而卒といふ記事あるが大阪にては便所にてこける者は死かしと言ひ、豊前では糞小便壺に落ちむ者は三年内に死すとの俗信が在て、此難を避くるには是非改名しなければならぬとせられてゐる。されば私の知る老人の隣家に久雄と呼ぶ男の子在つて、大晦日糞壺に落ち、兩親非常に悲觀し改名させむと騒いでゐるを此老人聞込み目出度し改名に及ばずとて

久方に甕に入るかや猖々が

あくれば祝ふ壺切の式

といふ歌をしたゝめ壽いてやると先方大喜び、改名を見合したといふ話がある。

歌は自作かどうか聞洩らしたが、壺切の式とは小笠原流茶道で新茶をばじめてつかふとき壺の紐を解くを言ふもので即ち壺の口切の事である。

南方先生より承るところに由れば小兒の胎尿をカニココと紀州田邊下言ふそうであるが、讃州高松ではガニゴゴ、相摸ではカナババ、但馬加賀豊前地方ではカニババ、佐賀ではオグソと呼んでゐる。尤も是は小兒の胎尿に限られたものでなく、人生るるときと、死すときは異糞たれるとて、佐賀にてはオグソしたから高松にてはガニゴゴしたから、もう壽命が在るまいと是にて人の死期を豫想する事となつてゐる。そして此異糞をカニババと言ふに就て自分が金澤の老人より耳にするところでは胎尿が蟹の糞の如く黒きかためなりと言ひ、豊前豊津の老人よりも同様胎尿は蟹の糞の如く黒しとて蟹の穴に行つて見よ、線香の形した黒い糞をたれてゐると教へられ、高松の老人よりは蟹が子を孕むとき腹部に黒き粘着質

の物あり、人の黒糞是に似たるよりガニゴコと言ふと咄された事がある。佐賀の名物蟹漬は蟹の腹部のイキ(三角形をなすところを云ふ)を取除いて春かないと漬物が黒くなると言はれてゐるから蟹が腹部に黒き分泌物を藏すことは事實のやうに思はれるが、肥後八代地方では胎尿を紙に包んで雪隠に吊るし置くといふ小兒はヒキツケにかゝらずと言ひ、高松では妊婦が火事を見た爲に出来るといふホヤケを此ガニゴコで小擦ると消散すと言はれてゐる。大阪では此場合胎尿を用ひず産婦のオリモノにて小擦ればよしと言ひ佐賀地方でもオグソを用ひず出産後百日以内ならホトケビキ(雨鞋の事)を以てこすれば痕跡を留めず消ゆと稱してゐる。

盗人が家に這入る前、糞をたれる風は諸國にあつて、是は所謂糞度胸試めしで之ぐらゐの落付がなければ人の家には這入られぬものじやとの説もあるが、讃岐高松では此場合盗人が其家の器物で糞を覆ふと「フセラル」とて家人は眼ざめて

も聲を發する事が出来ないと言ひ、夜分は桶其他一切の器物はなるべく戸外に置かないことゝなつてゐる。年中行事、門神の記事にも「豊盤意神、奇盤意神也、世人門督、矢大臣杯といへど是は後世の俗稱にて神代の事には非らず、是神を戸口門に祭る時は流行病又は盜賊の屎戸杯をするとも何の災もなし、諺に曰、賊戸口に大小便をすれば家の内死人の如し」と云々とあるが、近頃は盗人も氣が忙しくなつたのか、次第に此風も聞かなくなつてゐる。

肥前佐賀郡では子供が糞づまりすると、老人は雪隠で子供の尻を「シツタタキタロジャ」と繰返し口に唱へつゝ叩いてやる奇風がある。「シツタタキ、タロジャ」とは鶴鶴の別名で此鳥、尻尾をビヨン／＼揺がすので其恰好から聯想して、シツタタキ、タロジャと子供の尻をたいてやるのである。

讃州高松では田舎の人をワラツベと賤視する事あるが、ワラツベとは雪隠で紙

をつかはす糞でツベ(屎の事)を拭ふとていやしめたものである。しかし廁に行て紙を用ひない事は珍らしからざる事で所によりてはへらを用ゐ又は繩を雪隠に張り之にて尻をスゴクもありと言ひ、豊後九重山の麓では七島表の袴即蘭を小さきみにして雪隠につるとも耳にしてゐるが無著道忠禪師の禪林象器箋にも上廁用籌法のこと所載せられ其廁紙の記事には「忠曰、天竺皆用籌。支那僧、依竺法。又有二間用紙者、今引用紙數證。中畧、宋澆護法錄、桐江、大公、行業碑、銘序云、嘗患滯下疾、拭淨不忍用廁紙、摘菽葉充之、其刻苦、蓋人之所不能堪。胡應麟甲乙剩言云、有客謂余曰嘗客安平、其俗如廁、男女皆用瓦礫代紙、殊爲嘔穢、余笑曰、安平晉唐間爲博陵縣、鶯鶯縣人也、爲奈何、客曰、彼大家閨秀、當必與俗自異、余復笑曰、請爲君盡廁中二事、北齊文宣帝如廁、令楊愔執廁籌、是帝皇之尊、用廁籌、是比丘之淨、用廁籌而不用紙、觀此、

廁籌瓦礫均也、不能不下爲鶯鶯要處、捲上鼻耳、客爲噴飯滿案」と見えてゐる。

鹿兒島郡部では花嫁が輿入の途中を其部落の者が筐に人糞かけ往來に積みかさねて邪魔しナカダチ(仲立人)が之を杖の先きで拂ひ退けつゝ通りぬける奇風があるなど、糞に關する咄も際限ないが、先づ此邊で一服する。

唾吐く事に就て

考古學雜誌十五卷第一號所載黒井治徳氏の「朝鮮の城隍神及天下大將軍考」に城隍神の祠堂の前を通る人が小石一つを積んで行く事或は投げて行くこと若くは

唾吐く事に就て

唾を三遍吐いて過ぎ去る風俗ある事に就て、小石を投げることは奉納の意、唾を三遍吐くことは濕婆神の三眼に關係ありと述べられてゐるが、三眼を具へてゐる濕婆神と三遍唾吐く事とが夫れ程關係の深きかどうか私には判知しかぬるも、唾吐いて悪氣を攘ふといふ事は我國でも昔より傳はる俗信である。

年中故事一之卷に「削掛の事、古語拾遺曰、大歳の神男莖形を作りて水を防と神代に大國主命田を作り給ふに、牛の穴を以て田人に喰わしむ、時に大歳の神の子其田に至て饗應に逢給ふ、牛の穴あるを見て唾吐て歸り父の神に告給ふ云々」また、中臣稜瑞穂鈔にも「或人云八幡宮御託宣ニテ毎朝東方ニ向ヒ姑蘇啄摩耶啄ト云フ呪ヲ稱シ三度唾ヲ吐ケバ其日ノ毒ヲ遁ルト云ヘリ……予頃日三柳軒雜識ヲ見シニ解毒ノ呪ヲ載セタリ八幡宮ノ託宣ト云フハ僞リナラン、蠱毒ハ妖術ナレバ呪ヲ以テ解スル事モアルベシ、此ノ呪ヲ稱シテ毒ヲ解シタルヲ見タルト云フ人ア

レバサモ有ルニヤ、唾ヲ三度吐クト云フハ日本ニテ附ケタル事ナラン、唾ヲ吐クモ穢ヲ修スル也ト上古ヨリ吾國ノ傳ヘアリ素盞鳴尊ノ故事ヨリ云フナラン、不淨ヲ見テ唾ヲ吐クモ穢清ムル心也」と見え日本書紀には、この素盞鳴尊の罪過を清むるに以レ唾爲ニ白和幣以レ澆爲ニ青和幣」としるされてゐるが、今尙民間でも解毒又は清穢の意義で唾吐く風は諸所に在つて例へば肥前佐賀地方では辻風は悪氣の集中するものなりとて忌み、往來などで塵埃を渦巻にする辻風に遇ふと唾を吐かなければ病氣すと老人達は信じてゐる。また市井雜談集に「東三河より遠州一ヶ國には天狗火と云ふあり是れは山より出づる時は提灯程の火にして其火數百に分れて飛行す……是れを俗に天狗の魚獵也といひ、途中にて此火に行き逢へば穢類フツて頭に草履にても草鞋にてもいたゞく事也」との記事あるが佐賀地方にては亡ハ靈カに追斬られる場合仰向に臥し腹の上に下駄又は草履を載せ置けば亡靈は無事通

り過ぐるも平氣に構へ立小便でもしてゐると猛烈な勢で追及せられ萬一是が股間を潜ぐれば其人死すと言はれ、此俗信よりして平素往來で小便するときは亡靈を見やうが見まいが必ず唾吐く事となつてゐる。是は亡靈は唾を忌むとの言傳へがある爲じやが此郷の亡靈とは他國でいふ人玉ひよたまの事で、玉結びの歌の「たまはみつぬしはたれてもしらねども結びとめたる下かへのつま」——是を大阪では「人玉よくぬしは誰かは知らねども、まもりさけたる下まへのつま」と唱へて衣類の下まへでうけると定佛すとか又は人玉が家にとまれば其家の女姪むなど稱してゐるが、此人玉は即ち佐賀の亡靈にあたり此郷では火の玉又は人玉といふ言葉はつかはず、従て又亡靈と幽霊とは全然別物とせられてゐる。

小便するとき唾吐く風は諸國でもかなり多く或は是は蚯蚓の毒でちんぼのはれるを防ぐためじやと言ひ又夜行するに唾を隄につけば狐狸に誑らかされずとは昔

よりよく耳にし、俵藤太秀郷も矢さきに唾吐きかけて龍神依頼の百足蚊を射とめたことは人の知るところなるが豊後國東半島真玉またま地方にては蛇を見ても唾吐く風があり、鹿兒島には犬を連れて山へ行くに犬、前進せざるときは草履に唾吐き是で犬の頭をたゞけば犬進むと言ひ曾て或人之を行ひしに犬は前進したが頭が裂けたといふ咄あり。筑後久留米地方より三瀦郡一帯にかけては河水に唾を吐き唾はやく散ずればよきも散せざるときは河童のゐる證據なりと怖れられ、肥後八代地方にては河童の力強いのは頭の窪あたまくぼみに水が溜てゐる間だけであるから相撲をせがまれるときは頭をどやしつけて取組けばよいなど言ふに、筑後では河童と角伎せねばならぬよく〜の場合には手に唾して應ずれば河童辟易して其まゝ退去すと稱されてゐる。伊勢神宮六月晦日の輪起神事には宮家司が茅の輪と茅の人形を捧げて參候するを一の鳥居に列する神官沓を脱いで進み寄り人形をとりて家司に向ひ

「六月のなごし穢する人は千歳の年延ぶところ開け」と三度唱へて三度輪を越え人形に唾かけ家司に渡す式あるが（伊勢神宮と神社）彦火々出見尊が龍宮に行かれたとき豊玉毘賣の侍婢が玉器に水を入れてたてまつりしに水は飲みたまはずして御頸の瓊をときて口に含み唾を其玉器に入れたといふ事はなにを意味するか判明せず、古事記傳にも「いかなる由にかあらむ詳ならず……若くは玉を器に著て離れざらしむる術にやありけむ、神代にある類の術、をりく見ゆ、さて然此玉を器に著て離れざるべく爲賜ふは必す海神、女に見せ賜はむとてなり其は此玉尋常の傍の玉とは遙に絶れて美麗きを見て、凡人に非ることをしらしめむための御所爲なるべし、なほよく考ふべきことなり」と解釋に苦しまれてゐるが、是なども或は前述の如くなにがし唾の功德に關係が在りしものに非ざる歎と思はれるのである。大阪邊はもとより豊後大分地方にてもよくやる事であるが、子供が天窓をうち癩

をでかすと、「親のつばき々々」と三唱して唾をつけると早く癒ゆなど言ひ、予の郷里讃州高松にては人に唾吐きかけるとナリンボウ（癩病）になると言ひなかに唾だけに就ても様々俗信のあるやう思はれるが大體以上から類推すると朝鮮、城隍神祠の前で唾吐く事も祠堂の附近に悪魔があるからとの信念でやり出したものでないかと思ふ。

ヤングの旅行記に佛人は己の身まはりや清潔にし英人は住宅を清潔にす、又佛蘭西では部屋毎に手洗用具あるも雪隠は不潔極る殿舎で殊に上下おしなべて部屋のぐるりに唾吐く癖があると、きめつけてゐるが、是から見るとチユノ唾吐く事は東洋人ばかりに限られたものに非ざるに我國では唾吐く事は日本人の特徵の如く心得、××は不浄見ても唾吐かぬなど、異種人のやうに思ふてゐる者もあるは眞に唾棄すべき徒輩である。

豊後唐人

豊後言葉は鹿兒島又は肥筑地方の言葉と同じく、なか／＼聞とれにくいことが多いので、此地の人も他國もんから、よく豊後唐人など、笑はれる事があるが、試に其方言訛を豊後淨瑠璃の一齣をかりて左に吹聴して見る。豊後淨瑠璃といふたとてなにも宮古國太夫の豊後節に關係があるのではない。只此地特有の言葉を縦横にアンパイして奇想天外の事を淨瑠璃句調で語るまでで、今尙往々宴會其他の座輿に持囃され人の頤を解いてゐるのである。そして別に蚯蚓がきの淨瑠璃本があるのではなく口から出まかせ放題に喋りまくるのであるから左記抄録の文句

も語り手によつて前後順序相異することもあるし、又余分につけ足しも在て長短一様でないが大體是にて言葉の筋もわかり、あの鈍重な豊後人が如何にユーモアに富んでゐるかも窺ひ知れるのである。

渡邊シ綱ちゆもんな、きんたせ鍋とは、こつちがうち、(ワタナベ綱と言ふけれど玉鍋とは事ちがうぞと下司

口たいたたのである。豊後地方では目下の者を呼ぶに言葉尻に「シ」をつける風がある。例、ば武夫といふ男の家に行くといふを、武シ方に行くなど言ひ、是が同等の場合には武ヤシと言ひ目上のとき

は武サンと曰ふ、渡邊シ綱は乃ち目下扱に呼んでゐるのである。コツちらしゆ門ちゆとこり、チガウチのコツは事にてコチとも訛るそう言ふコチなど云ふが如し。(羅生門と言ふ所へ鬼を平げ)れいこ

おにう、ていらげ、往かにやならんちゆち、(往かにやならん言て)れいこ  
ん御殿に呼び出され、朝ニ早やうから、させおけち(頼光御殿に呼び出され、朝はやうから、とび起きての義、サセは言葉を強むる詞で、例へば高い所より落つるをサセクリオチル、コツチ来いと云ふをサセア)  
れなど言へり、肥後八代地方にては是をサデと言ひ、サデ起せ、サデ落ち等同様の意につかへり。  
けれん屁古助、蹴つけ起こしや、いやじり嫌らうた、しりゆ、へくしめなを





賀地方にては(ド)そろびき抜いー(或は引こ抜い、ちとも言ふ)、おにう、片うーし、打ちかけて  
(鬼の片臂に)切る切れんな、かちやんこつ、(此刀が切れるか切れないかは鍛冶屋の關係  
 してはカヂヤンコツを、一鍛冶屋が知ちよる」と語る者もあり)アイタタ、ウエタタタ。こん意しゆー、遁がさー  
 じ、おくかちゆち(此意趣のがし、て置くかと)、くれーくもん、せーちにげて行く(黒雲指して  
 遁て行く)

是から後にまだ續きが在るが、私は断片的に記憶するに過ぎないから全文  
 をかゝげ得ざるも、片腕とられた鬼が綱の伯母と化けて、「綱わが、鬼のうりゆ、  
 とつたちうじやねか、おれちようと、見せちくれ(綱、オマへは鬼の腕をとつたと言ふ)  
 じやないか、俺れに一寸見せて呉れ)と  
 言て来て、例の滑稽極る文句續出、最後に「こーりや、おりーが、うじゑでくせ、  
 ひつこうじ(コレは俺の腕で、あると引損んで)烟りだしから、すぶぬけち、くれー雲、せーち遁けち行  
 く」で息となるのである。

豊後淨瑠璃はまだ此他にあるが、いづれも、前記の如くお國訛りの滑稽文句を  
 羅列したもので、他國もんには説明をさかなければ容易に解しかねる。そして同  
 時に又此國の言葉を知らむとする者には頗るよき手引ともなる語りものである。  
 豊後淨瑠璃ではないが序に今少しく此地の訛を附記して豊後唐人を世間に紹介し  
 をく

男ちゆうもん、すげねーもんちこ、(男といふものは、すげない者で)ながん、夏中(なつちゅう)、ひとんは  
 らー、ねござん、ごつう、しちいちー、(長い夏中、人の腹を寝、莫座の如くして置て)ぐもん、てゑご  
 んはらん、ごつしちいちー、(蜘蛛の大鼓腹の如くさせなが、ら、姪もちにさしたるを言ふ)ひむやるひむやるちゆ  
 けんが、氏神さまん祭にや、羽織のひもでんが、買うちくる、かとむや(暇や  
 やる言ふから氏神さまの祭に羽織の紐でも買て呉れるかと思へ)、いつそんこちー、でちい  
 ばの義、ひむやるの暇を旨く紐やると結びつけたところ面白し、(一層の事、出て  
 行けと言ふげな)おりけたんしとんごつ、(俺がたの、人の如く)げなした(薄情  
 の者)

ほげねーけこ(外にない)

左記は私の心易い書林の一名店員が彼の郷里、國東郡真玉村(くにさきまたま)から寄越した書信の断片である。

めゑにち、ゐなけは、てうゑて、もうーな、やせねーき、(毎日田舎は田植で非常に多忙である) おりも、ちつとづゝ、はたらきよるが、ざむねー、こーゑー、(俺も少しづつ勤て退席だ、ザムネはモウナと同じく非常にといふ義、コイエーは退席) ゐなけのしーは、ばしようんもんのやうにねーじー、(田舎の人は町の人の如うになく) ゐなけの、しろもんは、ざむねー、うたち、(田舎の娘は) おりが、そげなこつんじやう、いふち、きかするき、(俺が、そんな事いふて聞かすから) しろもんのじやうが、こんしを見よ、むほうな、けぶな、しじやちやう言ふ、(娘達は見よ、ほんとに、妙な人であるぞと言ひます)

### 彦島のサイアガリ

關門海峡を大瀬戸、小瀬戸に分ち響灘の防波ともなり風除けともなつてゐる彦島には色々面白い咄も多いが、中にも彦島八幡のサイアガリ祭は他國には餘り類例のない珍らしい神事である。

サイアガリと言ふのは其昔此島に移住した伊豫の豪族河野通次が、この沖合、舞子島のあたりで漁りしてゐると、鰯が無数にとれるので、夢中に銚(もり)で突いてゐると遽かに此銚をつかまへ「サー上(あが)つた」と一聲高く神さんが(或は神鏡とも言ふ) 上がつて來れたので、通次大いに喜び奉戴して後に今の宮ノ浦に遷座し奉つたといふ傳説

に由来した神事で、サイアガリは乃ち「サー上つた」の訛であると言ふのである。一説に此彦島八幡の御神體は黄金作りで在つたのを盗人のすみ、海上筑前箱崎まで出かけたが御神體に觸るごとに腹が痛むので怖れをなし、再び舞子島の沖合に引返し海中に投せしに夜なく海中光り漁撈の妨げとなるので小倉長濱の漁夫ども不審かり或日この光る海上に出かけ處構はず銛で突きまくりしに「サー上つた」と御神體が上つたのじやとも言ふ。しかし現在の御神體が黄金作りでないことは事實である。いづれにするも此當時の光景を舊十月十五日の神事に演ずるので在つて(近頃は新十一月廿七日に執行せらる)拜觀するところに由れば、片田舎のことゆへ神幸そのものはうら寂しがいづれも黒紋付社袴姿の輿丁が神輿をかつぎて稟々しく境内、大歳祠の前に御渡御申しあげ、神主こゝで祝詞をすますと、五、六歳ばかりの矢張社袴つけた男の子一人出で、ビョン／＼と三方に小飛びし、立止る毎に兩手に笏の如

き恰好にて持つ白の折紙を額につけて拜し引退くと、具足装束の大人出で、令しがた子供のビョン／＼小飛びした地面を手にする槍で突いて突きまくるのである。そうすると更に社袴をつけた一人の男出で、此無中になつて突てゐる具足男を後からムツツト抱えると「サー上つた」と聲高く此具足男が叫んで神事は了るのである。即ちビョン／＼小飛びした子供は鱈の恰好を、具足男は漁撈の動作と神さんの上らるるときの聲を真似したもので、すべて此神事役は具足男を除き全部社袴を着け前々より潔齋し、殊に具足男は二週間前より別火し藁の上みやつきに寝る事となつてゐる。そして是等の神事執行役には昔は宮附の田地が夫々あてがはれてゐて、萬一是が甲より乙へと賣却せられるときは、是迄神具弓もち若くは鉾持で在つた甲の役目は當然この賣買とともに乙の家に移る事となつてゐたと言ふが、洵に簡單な式ながら、その昔、零落した武士が此猫額の地で半農半漁生活

を營いとなんだ悲哀も偲ばれて漁村としては儘かに風變りの神事である。此島では又島十二軒といふて、河野、園田、二見、小川、片山、紫崎、百合野、岡野、植田、富田、登根、和田といふ十二軒の舊家が祭事には牛耳をとることゝなつてゐるが、今では同姓同苗が多いので眞の十二軒は、どれがどれやら判らぬも紋章を見れば識別出来ると言はれてゐる。そして是等の家筋は保元の役に戦死した河野通匡の嗣子河野通次とともに此島に移住した其隨臣園田一覺、二見右京、小川甚六、片山藤藏、紫崎甚平、また敵味方の間柄なるも所謂窮鳥懐に入るで、舊怨を忘れて互に提携、農耘に従事した平家の殘黨、百合野民部、岡崎將監、植田治部、富田刑部、登根金光と鎌田和田合戦に敗れて來住した和田義信との後裔であると稱してゐるが、最初十二軒のゐた所を里さとと呼び、子孫繁榮、里に住みきれなくなつて、西畔くろ、東畔と島制を畔分けにして各畔には畔頭を置き、其畔頭を支配する

ものが河野氏で代々地頭であつたと言はれてゐる。是は別に史實を精査したわけではなく傳へ聞きを其儘録したのであるが大正二年私が此郷に出かけたときはお宮の風致もよく附近カナンド(平家の觀音堂ありしものなりとの説あり)と呼ぶる所の草叢には五輪塔數基、吊ふ人もなく倒れるを見かけるなど史趣津々の面影も在つたが、今ではお宮と隣合に關門窯業會社が出來、隨分俗化を極めてゐる。

亥猪雜記

月初めに亥の子があると月内三面亥の子のくる年がある。例へば大正九年の舊十月は、三日、十五日、二十七日と三回亥の日が在つた。恁る場合に第三の亥の日を九州地方並に私の郷里讃岐高松ではエツタの亥の子と呼び「ことしはエツタの亥の子までがある」など言ひて忌み嫌ふのである。諸國中行事所載「攝州八木の亥十の餅」に「八木村は天満より七里北なり、當村は門太夫とて數代居住のものあり、毎年家の餅を恆例として御調物とす、(中略) 亥の日三つなる年は初の亥の日百箱、中の亥の日終の亥の日は年によつて、不同ありといへ共、八九十に

して百に及ばず、さて相應のあたひを下し給ふ。初の亥の百箱は、年々定つて門太夫より獻す、中の亥は次の村、大丸村の里中より獻す、末の亥は切畑村の里中より獻す云々」續群書類從、年中恆例記には「御嚴重の下に敷く葉の事、一番の亥にはしのふと菊、二番の亥にはしのふと紅葉、三番の亥にはしのふと鴨脚の葉」などいふ記事あるが如く亥の子の三つある年は昔より珍らしからざる事にて夫々祝ふたものであるが、處によりて第三亥の子ある年を特に忌み嫌らふのは、此年は火事が多いとの云傳へがあるためで、火事の多いのは不淨が多いからじやとて遂に不淨をエタに結付けて不心得にも「エツタの亥の子」などと稱するに至つたものである。

肥前佐賀地方では第一を女の亥の日、第二を男の亥の日、第三を矢張エツタの亥の日と呼び、此日新婚者は夫々親族を招きて馳走する風あるが、豊前企救郡で

は三番亥の子のある年は寒氣例年より酷しき故、薪の用意肝要なりとて「三番亥の子には牛を賣れ」との俚諺がある。

節用集に「雜五行書曰十月亥日食餅令三人无病曰之玄猪」と見ゆるが如く、此日に餅をつき喫ふ事は古くより慣例で在るので、亥の子餅つかん者は鬼生め蛇生めなどいふ唄、諸國に多く山口縣厚東地方にては「亥の子餅つかんもな一鬼生め蛇生め、これが嬾つらみ一（面見）」など言ふが、佐賀では昔さる姑、此亥の子餅すら嫁に満足に喫らはしめず、當日はヤット半分、翌朝はじめて一つやつたとて、

亥の日より子の日ぞまさる朝まさる

よんべ半分、けさまるく

といふ俚諺がある程此郷でも姑は嫁につらくあたるものと亥の子餅で引合に出さ

れてゐる。豊前行橋地方にては此日家々亥の子神さん（猪像）を大釜の上に置き、（此なき家は幣のみを立つ）之に餅、午莠其他色々の供物をなし夜分は福の神が出るとて早く戸を閉むる風あるが、若衆連は竹を心として藁で苞を作り夕方には此藁苞をもてボン／＼地面を叩き其音に紛れて人の戸口をコツソリ開けて闖入し旨く家人に氣附かれず亥の子さんの供物を失敬したものは福ありとせられてゐる。企救郡吉田地方（豊前）では第一亥の日赤飯をたき秋の收穫に最も骨を折てくれたとて臼を家の内庭の正面に飾り燈明をあげ二、三種の供物をなすが、此臼神に供ふる赤飯を其家人に見つけられず盗み食へば力を授かるとて暮夜、農家の子弟はぬすみに行き、萬一見つけれられても咎められぬ慣習となつてゐる。此地方の亥の子餅といふのは圓座形の恰好せる石を藁にて綺麗に巻き飾り周圍に澤山の繩紐をつけて地搗きするので在るが、新婚の家の前では特に盛んにつき、その家からは一同に祝儀酒等を

振舞ふ事となつてゐる。唄の一つに、

朝あさから紺鴉が道ちよ下る、何匹連れて下るやら、三匹連れて下るげな、先の紺鴉はもの言はぬ、中の紺鴉ももの言はぬ、後の紺鴉の言ふことにや、オラが弟の千松は、まあだ七つにならねども、さかいけ剃りて髪結ふて、法官さんからほめられて、法官さんの御褒美に、板を貫て門立て、門のまはりに松うゑて、松の小枝に鳴く鳥は、鶴か雁か白鷺か、白鷺脊中に血がついた、血では無いもの紅べにじやもの、紅べににどこへに仲津紅べに、仲津紅なら色よかる、色もよかるが價ねもよからう、ヤツサンヤレ〜エンヤラヤ〜、

といふのがあるが、此唄は子守歌にも流用せられてゐる。又此日は村内小部落に分れて喧嘩をやる習慣も在つたそうで、それは各戸から藁數把づゝ出し合せ程よき場所を本陣に定めて藁火を焼き夜更くるまで茶釜ちやせんなどに長紐をつけ、それに火

を點じて相手と藁火合戦をやり往々にして頭髮を焼かれ、時には喧嘩が嵩じて、竹木石礫の合戦となり稻積に放火するやうの事もあつたが、普通は是程までに至らず、翌日は敵味方なんの事なく平素の如く交遊したとの事である。同じ企救郡でも私の現住する富野地方では、かやうな風なく一の亥の日に赤飯をたき亥の子神さんに大根なまづを供るが、當日は大根畑に足をいれる事と、榊をいぢる事は、如何なる謂れか忌まれてゐるので大根畑へは前日に行くことゝなつてゐる。貞丈雜記に「亥の月亥の日に祝ふ事は、猪は子を多くうむ物なる故、それにあやかる爲の祝にて子孫繁昌の祝也と云ふ云々」とあるが亥猪の祝も今では次第に廢たれて、子生むことだけは猪にあやかるところか年々七十萬の増殖、さかんなりと言ふべきである。

本文中の豊前企救郡吉田地方のはなしは、此地出身長友吉永雪堂氏より拜聴のまゝをしるすのである。茲に厚く感謝す。

いもじの十連といふ土佐の俚諺に就て

土佐の本山もとやまといふところは「本山の木白きくす」といふ俚諺がある程、邊鄙な交通不便な地である。「本山の木白」とは此地に白をつくる立派な材木が多いが、さて白を造つて市中へ賣り出そうとしても運搬費倒れとなり引合ぬので賣の持ち腐れといふ場合につかはれる諺で、もう一つ茲處こゝに「いもじの十連」といふ面白い俚諺がある。いもじとは芋莖芋のきの方言だが、この謂れは昔、野中兼山、本山治水にあたり巖石多く碎鑿さいさくに苦しみしに偶々さる民家にて「さすがの野中さんもヨイ分別あるを知らないと見える」と蔭かげばなしするを通りがりに耳にしたので、早速其家

いもじ十連といふ土佐の俚諺に就て



に入り教をもとめしに百姓はだけは他言出来ぬと達て断はるにより、兼山あくまで己の身を秘し、自分は他所者、御領内で決して御迷惑をかけないと只管頼みたれば、兼山とは知らぬ百姓、されば、あからさまに申さむも是が洩れては百姓どもキツク難儀するによつて、堅く他言は御無用にしてくださいと念を押し、外でもござらぬ「いもじ」を巖の上に置き之を焚きつゝ、碎けば工事容易でござると打明けたのである。ところが兼山此約束を無視し間もなく、いもじ十連ばかり徴發したので、本来、干して蒿の小さくなるすゐき、かく多量に徴發さるゝ事として、いづれも顔をしかめて當惑し、爾來、人が澁面つくるを「いもじの十連」と稱するやうになつたと言ふのである。

此話は亡友土佐人小野橋次氏から耳にしたのであるが、松屋筆記には「退肆抄に高階平次が物語に土佐の野本安房は十六歳にて家老となり、殆めて大學と中庸を

京より求め得てよむ、是れ治國の事あるがゆゑ也、……さて安房が事今に土州に功績多し、律呂の岬とて二十里ばかり海中へさし出たる處あり、こゝにて往來の船破れくつかへる事、古へより多し……安房巡視して湊を作らしむと云ふ、他人聞きて古より此の事叶ひ難しと見えたり、岬皆な巖石也いかでとゝのふべきと申すに、安房試みんに何事か有べきとて國中の芋莖いもがらを集めさせ猶たるべからずとて、あらゆるいもがらを求め出して、先づ傍示をさゝせて其の中にて日夜いもがらをやかせて、其のあたゝまり有る所を岩をさり／＼しける程に、三年ばかりにて、よき湊を切開きてより今に往來の煩ひを救ひたり」と見え咄は多少異がふが、大體の筋は同じく、また和漢三才圖會には「芋莖、藪和名以毛加良一云以毛之俗須伊木煮食之、柔味淡甘、剝皮乾之、正白色如干瓢、肥後之産最佳、壯夫以爲春意之用、又穿大石、燒藪於石上、乘熱切之則石脆易穿」と出で、芋莖が破巖工

事に役立つことをいづれも語てゐる。別所梅之助氏は曾てサンデー毎日二十八號所載「背景としての山」に古へハンニバルが伊太利に侵入する山中、大盤石の道に塞ぐにあへば、木を伐り倒して此の岩の上に乗せ之に火を放て其の岩の焼けたころ酸い葡萄酒を注ぎ岩質を脆くして割つたといふ事を述べられてゐるが、寛文二年肥後人吉ひとよしに林藤左衛門正盛といふ男在て四十一の厄落しを機に、あの巨岩縦横に參差する球磨川を開鑿して舟楫に便にせむと神瀬村多武除を起點として工事を進めたが、大瀬附近、龜石といふ巨岩の所で、餘りの堅岩に石工も手をひき思案投げ首の體のところ、一疋の狐、山より飛出たれば、藤左衛門、覺えず狐に聲かけ、此瀬の石を割る良案あらば汝の神通力を貸せよと頼みしに其夜の夢に稻荷現はれ、石の上に多くの火を焚けば、石は割れるであらう、割れたる石を取りすて又火を焚け、七日間之を繰り返さば巨岩割りつくすで在らうとの御告げありしか

ば藤左衛門大に喜び、直に薪數百把を岩上にたきつゝ、實行せしに、三日内に成就した(吉高等女學校長美濃部道義氏編著球磨史話)とあるが如く、破岩工事に芋莖のみが特効あるのではな  
いが、土佐本山に「いもじの十連」といふ俚諺の生じた謂れ、さては今、龜割と呼ぶるる球磨の遺跡、ともに昔人の堅忍不拔を語るに十分であるので茲に吹聴に及ぶ次第である。

### 附記

蜂に整れたとき芋莖でこすると効ある事は閑田次筆に見えてゐるが、大阪では芋莖は産後の古血ふるちを下すとして出産ある家へは是を見舞品として贈る風がある。又、和漢三才圖會に壯夫以爲春意之用とあるは粹人御承知の通り之を陽物に卷て歡樂の用に供する義であるが、豊前の老人より耳にするとところに

いもし十連といふ土佐の俚諺に就て

一三〇

よれば、参勤交代のとき隨行する侍連が最も楽しみとした途中の發展地は濱松地方で、こゝでは肥後すゐきが大にもてはやされたとの事である。浮世之有様卷九、水野越前、林肥後のことをうたへる落首に

肥後すひき、なせ越前を卷込ぬ、遠州濱松ふといよふてほそいとある意義も此淫具の謂れを知らないと判る筈はないのである。

## 厄年と奇風

山口縣厚東<sup>こうとう</sup>地方では四十二の厄年には芹を喰はない事となつてゐる。關秘録卷之七に「竹は六十年めにつきる、芹は四十二年めにつきる、仍て四十二の厄年に芹を喰ぬ人も有なり」とあれば、他國にても此風ある事と思ふが、厚東の今一つの奇風は四十二の厄年に生れた子に如何なる謂れか。女には百合子、男には百合松、百合之助等の如く名前に百合<sup>ひやく</sup>の字を冠らす事である。俗に男の四十二を大厄と言ひ、前厄<sup>まへやく</sup>後厄<sup>あとやく</sup>と前後三年を忌み、四十一に生れた子を四十二の二つ子など言て、路傍に捨つるまねし、又は他人の子の如くして育つる俗習はまだ諸國に多い

が大和では四十一の子を五重塔と呼ぶのは冗談ながらも旨いこと言ふたものである。是は父親の歳が五十となるとき子の歳は十となるから五重塔と言ふのであるが、肥前佐賀では男女とも厄年にあたる者は舊六月一日人を招きて宴し此日氷餅として正月歳徳神に供へたる後、雪につけて保存する餅を取出し、別にフクシユを小さく切りて味噌につけ梅干と共に此三品を喫ふのが多年の慣例で、かくすれば災難を免れ、若くは流行病にかゝらぬと稱されてゐる、フクシユとは分葱の事わじぎで、此地では正月三日「フクニヅウシ」として是にて、おじやをつくつて喫ひ之を一名「ワーサギ」と言ふが、本朝食鑑にも「本邦正月朔旦以冬葱供雜煮之具」呼稱「福主」然辟邪之故乎云々と見えてゐる。同じ九州でも豊前では四十二の歳を「ヨダメ」と言ひて家を建て還暦の祝には人に火箸をくばり米壽には女は手製の布きれにて茶袋をつくりて配布し、男は槩とがき（トボト）を贈る風在て、爲に米壽を一名ト

カキと稱してゐる。和漢三才圖會にも「槩とがき、平斗解とがき者也、倭俗八十八歳老人所とがき截、根竹以爲珍、蓋八十八似米字且尙壽幸也」また日本永代藏に「おのづから其徳をなはりて八十八歳の年のはじめに誰かいひ出して升搔ますかきをさらせけるに、すなほなる竹のはやしも切絶るばかり云々」と見え、筑後三潯郡住吉地方では米壽に餅一重ねと物差とを配る風あるが、目出度い米壽のはなしは打切り、厄年にあたる者が節分の夜、己おのれの年の數だけ追儼の炒豆を厘錢添えて紙に包み、人知れず往來に棄る風は諸國に多く又、民間時令に「日本歳時記卷七曰世俗に立春の前夜乞人家々にて厄拂ひ」とよぶ、其翌年厄にあたる歳の人錢を出してあたふれば祝詞をのべおほりに雞の唱まねをす、(中略)滑稽雑談云厄落、和俗厄年にあたる前年節分厄落しとして、みづから秘藏の衣服或は器物等を持出て、山野或は街衢又橋上などに捨て是を厄落しと稱す云々」とあるが如く或は古贖鼻禪を往來に捨

てば崇なしなどいふ俗信もあり、大阪にては四十一より四十三に至る間毎年節分の日、早朝星を戴いて外出、夜半を過ぎて帰宅の事、並に此三年間、十一月に日を選びて善哉ぜんさいをつくり人に振舞ふと禍を避くと言ひ、洛西、三昧地藏院の壬生狂言に演せら、炮烙割は節分の夜、厄年の男女より其年齢と大念佛の三字とをしるして奉納したる炮烙を用ひ、此狂言にて之が舞臺から落て碎けると厄落しとなると言ひ其他今尙俗間厄年を恐る者多く、門司市の甲宗八幡の如きは市民の戸籍調べでもしてゐるのか、近頃は正月厄年にあたる者へ、葉書で厄除け積に來られよとの案内状を發してゐる。わるく言へば人心の弱點につけこんで抜け目なく商賣上手をやると評されても致方ない遣方で、昔も「我等が主人は傳馬町にて僅かな身體しんたいなりしが、さる大名御厄落しの金子四百三十兩拾ひしより段々大金持に成られしとかや(日本永代藏)」と厄落しの金を旨くセシめて富限者となつた者あるが、山城四

季物語に正月十九日厄年にあたる者八幡男山の麓にある疫神に參る記事見ゆるが如く、又長崎の秋の諏訪神事は其一番祭の六月一日を小屋入こやと稱して當年の踊町、夫々町旗を立てシヤギリ賑かに踊子をつれて社頭に參拜清祓をうけ伊勢八坂と各宮へも同様參拜し、此日は又厄入り厄拂と言つて四十一、二の厄男の參詣で雜沓を極め、厄入りの者は其親族から招かれて御馳走になり厄拂の者は前年の馳走の仕返しをする風があるなど昔も今も厄年を氣にする程の者なら、こちらから來いと催促しなくとも息災延命祈願の神詣でくらははするので在つて、なにも甲宗八幡の如く社務所から一々市内の厄男を物色して清祓勸誘の郵便まで差出すには及ばない氣がする。大體人間も厄年殊に男四十二の年輩となると血液も硬化し始めて身體にヒビがいたり、兩親も相當老齡に達する一方、子供も殖えて病人も絶えず、なにやかやらと、よい事よりも不幸の方が多し年まはりとなるので、之を

四十二の厄年に結付け藻にすむ蟲のわれからと氣を惱すにはあたらなないのである。

### 福智山々法

日本人くらの植物を虐げる人種はない。用もないに花をつみ枝を折るはまだしも山林なども濫伐にまかせて平氣である。そして己が罪を棚に上げ、夏季雨が降らないと言つては天を啣ち、河川が氾濫したと言つては風伯雨帥をうらんでゐる。是でも昔の人はまだ今人よりも遙かに心がけがよかつた。木を伐り血が出るといふ話が諸國に多いのも草野俊助氏著「我が植物觀」には「或る種の木を切り傷口から赤い汁の出るのは初春に起る現象で初春には樹幹中に樹液が充満し傷けると滴下する。其中には糖分其他の成分があるので、これに空氣中の黴や細菌が繁殖し易い。往々赤色の黴が生える事があるのは血が出る様に見えるのである」

と科學的に説明してゐるけれど、其一面に於て昔人が如何に神秘にかこつけて植物擁護の宣傳につとめたか、其心がけをも見のがしてはならないのである。筑前黒田藩では箱崎の松を伐る者を死罪に問ふ掟で在つたと言ひ、豊後大分では松を生せざりし爲寛永十三年日向より松苗を取寄せて封内の海濱及山野に植え、海濱に植ゆる者には一株毎に大麥五升、山野に植ゆる者には三升づゝ與へて松樹の生殖をはかつたと言ふが如き、昔人の如何に植物に對して顧慮をはらひ親切氣が在つたかが窺ひ知れるのである。久留米小史に筑後の高良山では獨火と言ひ、鬼火の山中を逍遙する事あるを玉垂之神が山中の古木良材を愛し火と爲つて巡視するのじやと言ひ、豊後杵原ゆきはらでも善神王は一山の材木斲じて伐る事ならぬと嚴命しあるので、此神が年内十一日間か加來出張中、土民は一年中に要する薪をとつて置く。

たといふ口碑があるが如き、武内宿禰が殖林家であつた事も物語つてゐるのである。

前口上が長くなつたが、私の現住する豊前企救郡富野から豊前筑前を國境と分岐せしむる福智山が見える。東北は企救郡、南は田川郡、西方は筑前領分であるが、此山の山法を筆寫したものを先年友人吉永雪堂氏より借覽するに、いかにも用意周到、昔人が山林保護につくした努力が、ゆかしく感ぜらるので左に収録する事とした。原文は道原村御屋番方どうはらに在りと見えてゐるから、此村の舊家に或はこのつてゐるかも知れないが、まだよく聞きたださずにある。

## 福智山御山法御書下寫

此原書ハ道原村御屋番方ニ在

覺

一山番之義番所壹ヶ所に番人兩人宛申付候兩人には隔番に相勤申へし隨分申合て相勤可申事

一山の御役の義項吉村に而壹人道原村に而壹人春吉村に而壹人合馬村に而壹人田代村に而壹人都合五人申付候番所一ヶ所に山の口壹人相添候間山番の者共申合請取の場所無懈怠相勤可申事

一山番の者并山の口役の者請取の山を廻りて山荒ざる様に山人共へ申付へし、但山廻り勤様の事番所壹ヶ所番人兩人山の口壹人都合三人に申付置候間壹人に而壹ヶ月に五日宛三人に而十五日山廻り致すべし、但天氣に寄一ヶ月之内十五日山廻り不相成事も可有之候様之節は天氣上りて後毎日も廻りて兎角一ヶ月之内十五日宛之日數山廻り無懈怠様に可相心得申、山廻り順番之義は三人間にて能様に申合無甲乙様に可相勤事

一薪取に山に入る者共之義毎日於番所人別の薪札を見届無札之者山に入申間敷候、札之人相書と札主の人相を能見合而致相違候はば其者を番所に留置、其村之庄屋を呼寄せ可逐詮義事

一山人歸りの節於番所人別伐出しの薪を致見合若御留木之内を伐取候者有之候はば荷物なた鎌薪札に至る迄押取此方へ可申出之事

一山人共山中に而馬を立置く場所之事、兼而此方へ定置く所より上に引上候はば其者馬共に引下し其者居村相尋其村之庄屋へ付届爲過料鳥目貳百文可押取候事

一山に野火入候はば其日當番之者番所に相詰里より火を防に上る人夫共を着到に印し申へし、又非番之者は山の口役同道火本へ馳付里より上り候人夫共を致支配火を防せ可申候、未火鎮り不申内山より下る人夫有之候はば當



番之番所に押留置下り候子細を聞届断立候はば通し申へし若子細なく逃下り候はば其村々之庄屋へ付届て相應之過料を取可申候、借又火鎮り候而人夫下り候節、右の着到に引合人夫不足に候はば是又其村之庄屋方へ相断可逐詮義候、着到之義は此方へ可申出事

一御留木の品々、一檜木、一杉の木、一楠木、一かしの木、一つげ、一けや木、一もみ、一椎木、此分きらせ申間敷事

右之通堅可相守者也

元祿十六年未正月

茂呂正太夫

徳原傳五右衛門

鈴木吉兵衛

一追加之御留木、一ゑんしゆ木、一栗木、一かた木、前書之分共以後伐せ申

間敷事

正徳六年申ノ正月 日

覺

一福智山番人之義近年番所一ヶ所壹人宛に相成候に付山の口兩人宛指添置候然る上は山廻りの次第番人義は壹人役の事に候間平日は合用捨に御根付の時分又は苜上の時分は山中へ人数入込する時節に候間山の口共番所に召置山中見廻り不審の事も候はば可申出候、山の口共一人に付一ヶ月の内八日宛兩人にて十六日の日數相勤見分の趣番人へ相断可申候、尤廻り日限不相究見合を以相勤可申事

一古來より定式の留場所所有之候處近來いつとなく相ゆるみ不届の仕方に候向後古法之通差留候其場所左に相記す、

道原口支配之内、一龜甲、一小瀧、一南河内、一あしかり、  
舛淵口支配之内、一黒岩谷、一小荒谷、一大荒谷、一いも島、  
大河内口支配之内、一臺ヶ寺、一中河内、一みちひ、

右は前々より留場所にて此已後堅相守可申候若此谷々へ入込候者於有之は山番の者即時可申出候、爲過料鳥目壹貫五百文押取可申事、

一渡世薪札請の者山入の節毎日於番所人別の薪札人相に引合相改可申候若無札の者又は借札にて山入の者有之候はば後日に相知共詮義の上番人越度可申付候條無油斷相改可申候勿論札請者薪伐出し候節番所に相斷改を請可申候若無斷拔通路候におゐては何方迄も追行薪札共に押取此方へ可申出候、

爲過料鳥目五百文押取可申候

且又前々より御留木左の通

一檜の木、一楠木、一かしの木、一杉の木、一つげの木、一槻の木、一もみの木、一ゑんじゆの木、一椎木

外に松木、櫻木、栗の木、椿の木、此外に尺に足り候雜木は御留木に相成候事

右九品の木彌堅差留候、若相背者於有之は荷物請札取揚候て早々可申出候詮義の上過料鳥目貳貫文押取可申事

一杉谷へ入込候札請の者松枝伐出候節於番所本木枝木にわかち俵け見わけ差通し可申候安ノ坂杉谷邊には徒に松木等伐捨候體相見へて山の口共心掛見當におゐては持合候斧或はなた鎌押取可申候尤取揚候諸道具は見當候山の

口之者へ差遣候事

一 山入之者馬立場、前々取極候場所の奥へ牽登申間敷事

附項吉葭原の方へ入込候者共出入共に番所之上道通路致候義堅差留候相背候はば可申出候過料鳥目五百文可申付事

一 野焼之義御停止之場所、近年端々焼候趣相聞へ候向後右様之有之候はば番人より可申出候爲過料壹貫五百文押取可申事

一 野火入候節番人は番所に相詰村々より火を防人夫に山の口共不殘差添致世話可申候未た火鎮り不申内引取候者有之候はば其譯聞届斷立候はば差通可申候若子細無之候はば其村々庄屋へ付届置此方へ可申出候吟味之上過料鳥目三百文可申付候火鎮り人夫引取候節於番所一村切之人數書留此方へ可差出事

右之趣無油斷廉直に相改可申候若相背者於有之は早々可申出候猶又吟味之上改(三字不明)番人へ褒美可差出候以上

享保十六年亥五月

近藤 助之進 廣隆花押

徳永 吉太夫 正(一字不明)化押

以上の山法にて如何に時の有司が山林保護に配慮したかが判るが、番人は郡方御組新抱への者を派遣したそうで、給米は二人扶持帯刀も許るされ後には此子孫又は村子百姓の内にも申付られ庄屋の次席となつたの事である。福智山は今日なほ官林となつてゐるが數年前不正事件あつて駐在官吏刑に問はれた事がある。

附記

茶人の珍重する上野焼はこの福智山麓、豊前田川郡上野村大字上野字皿山でつくられたものである。起源は加藤清正凱旋のとき釜山海の城主尊益の子尊楷を伴ひて日本に歸りしが尊楷、後再び朝鮮に渡りて高麗の陶法を傳へて唐津に來り陶器を作りしに細川忠興に知らるゝところとなり慶長七年小倉入封のとき俸祿をもて招致せられ、福智山麓に陶窯を築きて作り出したのが抑の始りである。尊楷は後、姓名を上野喜藏高國と改めたが器の底部は左巴を附して識標とし、己の意に満たざる作品は悉く破棄したとの事である。

石投げバンブウと黒竹の杖

肥前平戸は頗る竹の種類に富むところで、先年此地旅行中、城内に東道してゐた旅館磯野屋の主人が「平戸では竹のことをバンブーと申します」と言ふから、ソレは外來語であるとをしへてやると、主人「私は是を所の方言と思ひました、道理で平戸では子供が竹で石を弾じきとばす遊びを石投げバンブーと言ひます」と語り互に興味深く感じたのである。後、熊本で此石投げ遊びを「石投げバンビュー」といふことを知つたが、しかし平戸の如く女子供に至るまで竹をバンブーと稱するやうな事はなかつた。要するに平戸では吾々がランプ、マツチと言

ふが如き調子で、バンブーを外來語と氣附かず口にしてゐるのである。

先年英國皇太子來朝せられ日光見物の折、黒竹のステッキを手にせられてゐた事を新聞記事でよんだ事あるが、此黒竹の杖は今日の如くステッキの流行しなかつた私等子供時代には老人などもよく手にしたものである。黒竹は薩摩及播州が名産地で在つたが近頃は殆んど姿を見せず、ときたま電車の中で、若いハイカラ男が黒竹のまがへ物に金の細巻をつけてゐるを見かけるぐらゐで在るが、豊前企救郡では藩政時代、子供役といふ者が必ず此黒竹の杖を手にする慣習で在つたとの事である。子供役とは筋奉行の下につかはれる手代と共に罪人を裁斷し、其主たる役目は黒竹の杖をついて管内を巡回し上納米以前に米の持運びする者を取押へるのが本職であつたそうだが、子供役と言へど子供がつとむるといふ義ではなかつた。又罪人の苛責は普通非人を以て扱はしめたが萩崎(小倉附近)の牢屋に囚はれ

てゐる罪人は如何なる由來か、企救郡の子供役に斬らしむる習慣が在つたと言はれてゐる。そして筋奉行といふのは小笠原時代、企救郡を三筋に分ち到津川、紫川に沿ふ村を川筋、石田、長野、沼、曾根、貫、朽網くたみの七郷を横手筋、足立山の北東に屬する村々を六郷筋と言ひ、筋奉行を置たところから起つた名稱で庄屋、大庄屋、代官の上が筋奉行、其上が郡奉行といふ順位になつてゐた。今日で言はば子供役は警官格で、此子供役の手にした黒竹の杖は藩政時代の農民によい印象を與へたものでなかつたが今は此事も郷土に忘れられ、異國皇太子來朝の砌、ステッキとしてお用になつたと言ふことを話しても何等感興を惹く者もないのである。

子供役が黒竹の杖をついた咄は先年企救郡城野、水町村の舁塚まきつかを見に行つた折

此地の區長矢野宗美氏から耳にしたのである。翁は帝大昆蟲學者矢野宗幹氏の嚴父で、地方の狀勢に頗る詳しく色々有益のはなしを承はつた。茲に筆の序を以て感謝しをくのである。

噫のはなし

生蕃人は放屁も噫も、ともにパイシンと言つて頗る縁起の惡るいものとし、たとへ二日掛り三日掛りの遠行をしても、噫するか放屁一つやらかすと、幸先さいさきがよくないとて一旦蕃社に戻つて出直すそうであるが、内地では世諺に「屁ひとも思はぬ」「屁の三徳、(一氣がすいてよし、二腹がへつてよし、三腎の塵がとれてよし)」若くは「屁ひとつ一放薬千服に當る」など言ふが如く、放屁は所かまはず平氣でやらかし、却て噫の方は「一ほめられ、二憎くまれ、三惚れられ、四風邪く」「常萬歳チウ／＼ライ」と言つて呪て置けばよいなど、今尙人の氣を揉ますものとなつてゐる。萬葉集には晒鼻しほな乎曾噫鶴なをせひつるつる、劍

刀、身副妹之思來下など、是が人にしたはれ、若くは戀しく思ふものが來る前相と解されてゐるが、外國にも是に似た考へが在つて、北歐の迷信に嚏すると其刹那思ふてゐた事叶ふと言はれ(前田文士編)「世界風俗大觀」コーバン氏著「新考古學上の發見」には埋没せられてゐたボンベイの墓場に女の名をしるし其傍に「心地よく噴鼻せられんことを」と墓に刻したものの在ること見え、ジー・エム・ヅウヴロー氏著、「婚姻の榮」には人間の嚏ではないが、猫の嚏は瑞兆で、是は其翌日婿殿と華燭の典を擧げられる吉相であるとかかれてゐる。琉球談には「琉球人は壽命の藥なりとて嚏する事を好む、客に對する間も紙條を鼻孔へ入れてくさめすと、薩州の人の語りき」と此地方の人も嚏を目出度いものとするらしいが、處の人に問合せて見ると、そんな風は今は無いと事である。また枕草紙に「したりがほなる物、正月一日のつとめて、さいそに、はなひたる」とあるが如く、昔は元日の嚏

を目出度いものとしたらしいが、是も今は誰も口にしないやうに思はれる。

印度では嚏を目出度とする咄多く、エイチ・チ・フランシス・イ・ゼー・トーマス共編佛本生譚に「仕合せな嚏」といふ題で次のやうな話が出てゐる。「昔印度に刀劍のよしあしを鑑定する坊主がゐた。此坊主めきはするが賄賂次第で手加減もするので、さる貧乏鍛冶屋、とても己の刀は無難に通るまいと觀念し、せめての腹癒せにと、鼻薬つかます代りに胡椒を鞘に仕込んで知らん顔の半兵衛をきめこんだ。ところが此坊主案の定、鑑定の際胡椒を嗅いで嚏し其はずみに鼻端を刀で削き落したので、彼の王は早速外科醫を差向け、彼の鼻端を修繕せしめた。話變つて此王に姫と甥とが在つて、二人は相思のなかで在つたが、王は兩人を夫婦にするを好まなかつたので、甥は、さる賢女になんとか良案はなきかと相談すると、女請合つていふやう、私が王に此頃姫君に悪魔が憑いてゐるから墓場に連

れ申し亡者の横に臥させ香水で身をきよめ攘はなければならぬと奏上し、姫をおびき出すから、そなたは胡椒を持つて先きに墓場へ行き亡者のふりして待つてござれ、そして私が姫を連れ申したとき、胡椒を嗅いで噓しなされ、それを合圖に私は姫を遺放しにして遁出すから、そなたは姫を拉れて急ぎ立退きなさいと方寸を謀めし合せた。一方此女は又姫に陪従する者に、姫を連れ申す墓床には亡者があつて、此亡者が噓すると矢庭に床下からとび出て、最初に見つかつたものを捉へるから皆の衆、豫め逃げ支度して行くがよいぞと散々に脅かして置いた。扱て此芝居旨くたくまれて、女は姫を墓所へ連れて行く、甥どんは噓する、供の衆は吃驚して遁げるといふ段取にて甥どんは姫を旨々と家に拉れ歸た。

王は後に此顛末を知つたが別に怒られもせず旨く一杯喰されたと、臆て王位も甥に譲つてしまつた。そして新王は例の刀劍鑑定坊主をも矢張召遣はれてゐたが

或日此坊主の鼻頭、キツイ日光に照りつけられ、溶け崩れたので坊主大いにしほけてゐると、新王「汝くよくくする勿れ噓は一人によければ一人には悪るきものぞ、タツタ一度の嘘で汝は鼻を亡くし、朕は王位と王妃とを得て満足此上なきぞよ」と仰せられ、さても人の運命は様々じや、一人に福なることも他人には禍となるとの詩をよまれたとの事である。此はなしは佛陀が噓すれば目出度いといふ俗信を嘲けるために物語つたものじやと言はれてゐる。

グリスウオールドの印度童話集に印度で噓したとき常萬歳を唱へる風習が出来たのは昔ベナレス郊外にお化けの棲む家が在つて、此お化けは地球の中心にある寶玉の番人ヴェサアヴァノといふ皮膚の白い、足三本牙八つの大入道に十二年間奉仕した功勞で家に棲むことを許され、又ある條件の下にて茲處へ寢に来る者を喰ふことを許されたので在るが、其條件と言ふのは、どうせお化屋敷に来る位の者



は連れが在るにきまつてゐるから、此連中の誰れかが噓したときに御互に常萬歳を言合ひすればよいが、言はないときは喰つてもよいとの免許をヴェサアヴァノ入道から得たのである。ところが人間は、そうこちらの註文通りに噓するものではないから、お化けは人が来ると、梁の上から靈妙な粉を吹下ろして嫌應なしに噓せしめたのである。此ときカシーといふ遠國にカサツバといふ判官がゐて、其伴は界限で評判の惻好息子で在つたが、或日親子連れたち旅して、ベナレスへ到着したとき、夜分の事とて町の門は閉ざれるので、門番に、どこか泊めて呉れる所はないかと訊ねると、一軒在ることはあるが、お化けが棲んでゐるとの答へで在つた。判官、之を聞いて、わしは國に妻もあり子もある身じやからと悲觀したが、息子の方は、ナニお化けじやとて恐がることはない、實際あるものなら、此際平げてしまふがよいと言ふので判官も子を力頼みに此化物屋敷へ泊まりに行く

事とした。そこで判官、早く眠りにつかんと床に臥し、息子は父親の足をさすりつゝ看護してゐると、例のお化け、魔粉を判官カサツバに吹き下したので音高く噓したが、息子は萬歳ロングライフを唱へるも馬鹿々しいと、親仁の足さすりつゝ沈黙をつづけてゐた。

ところがお化けの方では噓したのに音沙汰なきは、詭へ向き、二人とも喰つてしまへと梁から降りだすと、息子見とめ、成程噓して萬歳を唱へないものを喰ふと言ふのは此奴じやな、一つ其裏をかいやれと、「父上、どうか、百二十年以上息災延命にあらせ給へ、お化けの餌食となるなく、百歳の壽福お在しまさん事をお禱り申す」と嘯むと、お化け、是では此若衆を喰ふわけには行かぬが父親は黙てゐるから喰つてしまへと大口開いてカサツバに近かよると親父も又お化けの息に氣附て、「そなたも百年イヤ百二十年以上息災延命であれよ、お化けの喰物

には毒あれよ、どうか百歳の壽を保たれよ」と答へたので、お化け、是では所詮二人とも喰ふわけにゆかない。喰へばヴェサアヴァノの禁を破るし、さりとて、こう噓する毎に誰れも萬歳を口にする風が在つては俺の口は干上りじやと悲觀しつゝ上に引返そうとするを息子は引留め、なせ茲所へ來る者を喰はんとするのかと訊ねた。そこで、お化けはヴェサアヴァノに十二年奉仕した來歴から一伍一什を語つたので、息子は、をまへは前生色々罪業を犯した酬で惡鬼に生れたので、いつまでも此やうな事してゐては、果ては地獄のどん底に落つるばかりじやと、たしなめてやると、それでは、善根な世渡法を教へてくれと言ふので、夜中説法してきかすと、お化け、すつかり感服して、夜の明けがたには全く從順な下僕のやうになつた。

朝になつて、門番は旅人の身を案じつゝ、小舎に行つて見ると、驚くまいか、

息子とお化けとは睦しそくに話してゐるので、是は奇蹟じやと、宮殿に馳せ言上すると王は其あらましを聽かれて大に満足せられ、早速親子を招き寄せ、子は聰明にて慈悲心厚き男なりしかば、一國の總督に、お化けは收稅役に仰付けたとの事である。

寂照堂谷響續集十卷にも噓、客曰前集載噓禮法又本邦俗每噓自祝又謂他人道我則噓有本説耶、答由來久矣、李濟翁資暇集今人每噓必自祝所祈、按詩邶終風篇細風且晴、不日有噓、寤言不寐願言則噓、註願猶思也、言猶我也蓋他人思我、我則噓之也、鄭又稱古遺語每噓云人道我以爲他人說我我則噓此正得其願言者非咒願之願非語言之言今則自祝乃由誤解詩句爾、容齋隨筆云今人噴噓不止者必嘆噓祝曰有レ人說我婦人尤甚、按天竺俗以祝願爲法故有部律云佛言大比丘噓時下座應曰長壽以順世故、とあるが、西洋では噓すと

God bless you といふ習慣が在て、之は猶太の傳説によると、ヤコブの時代から始まると言はれ、其由來はヤコブ以前は人が嘔すると衝動で死ぬことに決まりしを、ヤコブ、嘔すれば萬民に God bless you を唱へさせ神を崇め讃へしめむと祈誓して、嘔鼻即死の掟を免るして貰つたのが、今口癖に存してゐるのじやと言ふのである。(ザイ、チルドレン、オ) またレイモンド、クローフワード著ブレーグ、アンド、ベスチレンス、イン、リタラチャー、アンド、アートには伊太利で人が嘔して上帝授福といふ慣習あるは疫病の流行したグレゴリ大法王の時代、嘔すれば直ぐ死ぬので唱へ出したものじやとの傳説あるも、ボエロヒはクレインラウエル並にオセアス、シヤダエウスに於ける地方記録を引證して是は紀元五九一年ストラスブルグに悪疫流行した時代に遡るべきものなる事、並に嘔して悪魔を驅逐するから「神は汝を援く」と唱へ出し、又、人が欠伸すると死ぬと言ふので口前で

指もて十字の印を結びたる事、及びシユーシデイスは亞丁の疫病に就て嘔のことも語つてゐるから疫病と嘔鼻との關係は極古るい時代から傳てゐるに異いなく、要するに嘔も欠伸も粟粒痧熱 Sweating sickness の特徴である事を掲げ、然し近代の醫家は皆此關係を肯定しない。只大昔から、少くもオデッセーの作が世に出る頃から此關係を認められて、アリストールだけは正直に此關係を説明し難しと述べて在る旨誌してゐる (九三頁、一三三頁)。我國でも嘔すれば死すといふ俗信ありしと見え、徒草草には「ある人清水へ参りけるに、老たるあまの、行つれけるが、みちすがらくさめ」といひもて行けば、あま御前何事をかくはのたまふぞとひけれども、いらへもせず、猶いひやまざりけるを、たびくとはれてうちはらだちて、やゝはなひたる時、かくまじなはねば、死ぬるなりと申せば、やしなひ君のひえの山に兒にておはしますが、たゞ今もや鼻ひたまはんと思へば、かく申ぞか

しといひけり、有がたき心ざしなりけんかし」と出で、安齋隨筆には「噓、俗にクシヤミと云ふ、凶事なりとて、まじなひする事あり、……クサメと云ふは、ハナヒル事には非ず、ハナヒル時のまじなひの詞なり、又下賤の人はハナヒル時まじなひなりとてクソクラへと云ふ。拾芥抄子噓時の頌、休息萬命、急々如律令とみえたり、休息萬命をクソクマンミヤウと誤り傳へてクソクラへと覺えたがへたるものなるべし」と噓の凶事なること載せられ、其他噓に關する俗信は諸書に散見するのであるが以上列記の諸ばなしよりしても如何に噓が東西兩洋を通じて、不可思議の現象とせられ又は靈視せられたかを知りうるのである。そして、この如やうな觀念を抱くに至つた謂れは那邊に在るかと言ふに、是は人間の魂たましひが自由に身體に出入し得との信念から惡魔も呼吸とともに體內に出入するものと信せられた爲で（ザイ、ナルドレン、オ）インドネシアの巨石文化メガラシツク カルチニア（二五〇頁）

にトラジャ族たましひが魂の本體をタノアナと呼び、是は小人ラットルマンの意味で一名ワージョ、又はリンバジョとも言ひ、自由自在に此タノアナが人の口、耳、鼻から體內に入して病人なども朝、噓すれば魂が歸つて來たしるしじやとて本復疑なしとの俗信あること所載せらるるが如くまた、我國でも本朝俗諺志に伊勢と日向との旅人、熟睡中、魂の入れ替りした話出で、天地或問珍には「人始めて形をなし化し出づる所の物を魂といひ、既に生じて己が性となるを魄といふ。故に人死せんとする時、人魂形をはなれ抜出つると云傳へたり、其上陰陽道に招魂續魄法逆抜出たる魂を呼返す法あり或は歌を誦して魂を止むる事あり云々」など、あるが如く魂の行動に關する咄多く、要するに是等の變態心理よりして噓も欠伸も體內に入り込んだ惡魔の所爲であると信せられて、今なほ是を氣にする者もあり又は常萬歲、上帝授福を口に唱ふる風習が遺つてゐるのである。

## 蚊帳に就て

蚊帳のつりそめは、お釋迦の生れた四月八日に、すべきものじやとて、佐賀では毎年此日がくるとたとへ蚊がブンといはなくとも、蚊帳をひき出して、つり初めする風がある。是は一つには此地方で、三月、五月といふやうに奇数月に蚊帳をつりそむるを忌むので、四月、殊にお釋迦の生れた八日を吉日として選ぶやうになつたものであるが、天野政徳隨筆に「年中恆例記いふ、四月中吉日に御かちやうつり始らるゝ也、伊勢同名兩人參候てつり始候……貞助雜記云、殿中御蚊帳釣申事は、蚊いでき申、時の陰陽頭に申御蚊帳つり申日次勘文進之、伊勢兩人下

總守貞仍、肥前守盛雅參勤、ちかき比は貞遠參勤申也、貞孝朝臣相傳聞書にいふ蚊帳の事四月二十日よりつり始め八月晦日迄にて候、九月一日より取置也」とあるから四月吉日をゑらんで、つりぞめするのは昔よりの習ひであつた事がわかる。

時鳥の初音を厠で聞けば禍あり、芋畑でさけば福ありとは諸國でよくいふ事で夏山雜談にも「是故に時鳥のなく頃は、高貴は御厠には芋を鉢に植ていれおくとなり」とあるが、佐賀川上邊では、時鳥の初音は厠よりも却て蚊帳の中で聞くを忌み、萬一、初音を蚊屋の内て耳にすると「ほとゝぎすく、われは初音と聞つれど、きのうも聞つ、けふも聞つ」と噤んで、不吉を掃ふ咒法としてゐる。近世風俗志には「三郡ともに、九月朔後、蚊未だ去ざる時は紙に雁を描て四隅に付之、諺曰蠅内に雁聲を聞者は災至ると故に雁を畫て咒除之或曰今世雁を畫て蚊帳につくるは非也、蜻蛉を畫くを本とす、蜻蛉は蚊を食ふが故に咒とすと何れが是非

を知らず」と蚊屋の中では雁聲を聞くを悪るしとし、所謂處かはれば品かはるであるか、大分縣宇佐郡龍王村明滿寺(龍王村劍星寺の和尚に訊くに同村に妙庵寺といふあれど明滿寺といふものなし、下毛郡鶴居村高瀬(中津附近)には明滿寺といふ寺ありと言へば龍王村とあるは此鶴居村の誤ならん)と言ふ禪寺に四つの釣手をつれば幽靈が出ると言ふ生絹の蚊帳が在つた。云傳へに由れば、伊豫の和靈さん乃ち宇和島の家老山家公頼はこの蚊屋の中で殺されたと言ふ事で、いかなる由來で九州路へ此れが流れて來たか疑問であるが、もとは安心院村の、あがた屋といふ質屋が買ふてゐたのを、四つの釣手をつると幽靈が出るので始末に困り此禪寺に納めたものじやと言はれてゐる。一説に此蚊帳は中津へも賣物に出たが、そのときは彦山の座主から轉々したもので是をつれば「蚊屋ゆへに」といふ女の恨み聲がしたといふ話もある。いづれが真か要するに此蚊屋は一方の釣手をはづして

置けば異狀なく、四隅を、まともにつると幽靈が出ると言ふので、豊前では今なほ蚊屋の三方つりを忌むと、私は豊津出身の老人から耳にしてゐる。

蚊帳の仕立は一日中にすべきもので、中途半にして置くと火難ありとは讃州高松でいふ事なるが、佐賀では仕上中に雷鳴を聞くことを忌み、蚊帳を仕立ると言へば必ず近所合壁の者に手助して貰ひ一日中に成就する事となつてゐる。そして出來上ると、コウバシ(炒麥粉の事)を出して先づ四天王に供へ、後、手傳の一同と共に新調の蚊帳の中で之を喫べるのであるが、蚊帳の四天王とは四隅の上端、普通に赤色三角形の布きれのつく俗に耳といふ所にあたるのである。

蚊帳は一體何年頃に出來たものか判然しないが、嬉遊笑覽、其他諸書によれば蚊屋の名は大神宮儀式帳延喜式などにも見え又春日驗記に白き蚊帳をかけたるかたを忍がけりとあれば相當古るき産物である事は想像さるるも、昔はなか／＼是

も庶民には容易に使用出来ざりしものなるべく、玉田永教の年中故事に「櫃、「蚊いや」也、又蚊遣の略、蚊を去るの聖木、蚊帳を「かや」と云ふ是より起れり」又同書に「正月に用ひし橙を乾し置煎じ用れば疝氣の病を治し、又蚊遣に用ひて妙也、一名を蚊毒かふすと云」など有るが如く大抵は蚊遣火で間に合せたのであるから、此重寶なものが發明せられた當時は必ずや珍重したに相違なく、珍重した事は聽て色々の話をも取交せ附會して、俗信を構成せしめた事も多からうと思はれるのである。

## 附記

櫃に就ては和漢三才圖會にも按、櫃木煙能避蚊、而蜈蚣喜其臭香來也、不同如此、槓鋸屑其氣甚辣臭、今用橘橙皮爲良とこの木片を焼き燻すと

蚊、去る事が見えてゐるが橙を一名蚊毒かふすと言ふ事は私の郷里高松並に現住の豊前地方では耳にしない。ところが大正八年八月豊後竹田に遊び、此地の特産物にカボスと呼ぶる橙の一種あることを知つたが、此カボスは矢張カフスの訛であらふ。

前記明満寺の蚊帳の事を曾て南方先生に通信すと、面白き話じやと言はれ、諸國で耳にする洞穴に椀を借りに行く話の如きも、土俗學者間説あれど如何に器物の尊重せられたかを物語るものであると教へられたのである。蚊帳の話ではないが、小倉藩士小島禮重の遺稿「鶴の眞似」に「八九十年前は御家中に客椀膳と云ふものはなかりし由、客の時前かど案内を仕置きその先々に膳椀を借りにやる事の由、十人の客は十軒にて借る事の由、是れによりて銘々の膳椀に定紋をつけ置く事にて、さなければ替ることの由、その後客膳椀

と云ふもの出来候へば銘々の膳枕には定紋付くるに及ばぬ事也、今日は奢につける様に覺る也と老人の物語也」とあるが如く又現在豊前企救郡喜多其他の浦邊<sup>うらべ</sup>にても膳枕は其區の共有物ありて家々に備へず、紋付衣類までも喜多久には共有物があると言はれてゐるぐらゐであるから昔人の生活の如何に質素で在つたかは贅澤になれた都會人のとても想像出來ないもので、夫れだけ容易に手にする能はざる器具に就ては尊重のあまり色々附會の話もあつたことと首肯せらるるのである。

コ  
ブ  
雜  
談

私の今寓居する家は山に近いので、夏分は朝起きて見ると、あちらもこちらも家のぐるりは蜘蛛のすだらけである。詩人野口米次郎氏は六、七年前の英語文學に蜘蛛のすに朝露がひらめいて風にふら／＼してゐるのを見るとなんと云へぬ氣持じやと言はれたことあるが、貧乏屋敷に蜘蛛の巢の張つてゐるぐらゐ見つてもないものも又ないので、私は手當次第是が驅除につとめてゐる。西洋でもFine as gossamerなど、蜘蛛<sup>イト</sup>の美しさを禮讚するありて、是は十月頃から目につくとし、gossamer とこぶ字は go-summer の訛りであらう。イヤ、是は伊太利語 goss



—*Lamia* から出て、フエアリコトシ 化け綿、又は魔術の鷲毛マツクアグリスケケンの意味であるなど、詮議立する學者もあるが、物は見やう一つで、昔は酒倉に態々蜘蛛を放て網ををはらせ、此酒古るしと蜘蛛の巢を看板につかつたズルイ奴も在つたと耳にしてゐる。信州地方では蜘蛛の網を、くものやちと言ひ「やち」は細根の意味じやそうだが(小谷口)豊前並に長門地方ではエバと言ひ豊後でもエバ若くはエンバリと言ひ、佐賀ではコーバリと稱してゐる。

九州では又、蜘蛛をコブと呼ぶ地方多く、腹部に黄色ある女郎蜘蛛なども佐賀ではキンコブ、筑後では鎮臺コブと稱してゐる。鎮臺ちんたいコブと呼ぶのは其黄色が我子供時代、砲兵などが冠てゐた帽子や洋服の色に似てゐるからで、今でも九州では老人連、兵隊さんを鎮臺さんと呼ぶ者多く、されば余談に互るが熊本戦争後佐賀に流行した俗語に

政岡むすこの千松が、おまゝたべぬが忠義なら、熊本鎮臺さん皆忠義

と言ふのがある。和漢三才圖會に有三人喜忘者七月七日取蜘蛛網置衣類中、有効勿令病効人知と蜘蛛が健忘性の御利益ゴリヤクになることが見えてゐるが、年中故事にも唐官人、七夕以蜘蛛納金盒中、視蜘蛛絲稀密、爲得功多少、荆楚歲時記曰、七夕納絲縷、穿七孔針、或以金銀鍮石爲針、陳瓜菓於庭中以乞巧、有蟾子網瓜上、則爲得巧と出で、玉かつまにも歲時記等を引用して源順の「たなばたは空にしるらむささがにのいとかくばかり祭るころを」といふ七夕歌をか、げ棚機、織殿と呼ばれるだけに蜘蛛で祈願する在るも面白く感ぜらるるのである。蜘蛛にも足高くも、蠅取くも、笹くも、土くも等種類多く、英國にては五百種、別に彼是二千の外來種ありとの事なるが(サイエンス、フロムア、)大體、大蜘蛛よりも小さい蜘蛛ほど、絲を多く出し、是が氣流に己のが身を托してとんでゆく姿など

は頼光に退治せられた恨で多田家に仇をなした小女郎蜘蛛のはなしを思出さしむるほど魔性的な仕業である。印度で奇術師の演る藝當に己の腰から長さ五十呎ばかりの網を解き、其一端を手にしたまゝで、取巻く觀衆のなかで、バット之を上サボットに投ると、別に支へものがないけれど、網はそのまゝ空中に眞直ますたに立つ。そうすると小さい男の子が觀衆の中へ割りこんで此網をたくりつゝ登りそのまゝ上空に消えてしまふといふ話がある。もとより是はイリュージョンであるが全く蜘蛛の舉動そつくりなので、此巧妙極る藝當は小蜘蛛の動作から暗示サシエストをうけたものにながひないと前掲(サイエンス、フロム、ア)に所載せられてゐる。蜘蛛のなかでも憐れをもよほすは勘平蜘蛛で、此蜘蛛、木の根などから地中に細長い袋をたれて穴ごもりしてゐるを、引すり出し其頭部をつかまへると尻をもち上げあがくはづみに腹部が裂けて死ぬので關東地方では、子供等、是をとらへ「勘平くも腹切れく」

など、慰み半分の殺生をするのである。面白い形容は女が妊娠して太鼓腹をかへるを、私の現住する地方では沼の樂打(沼は豊前企救郡内にありて今は廢たれし)のやうじやと言ふが、豊後西國東郡地方では「グモン、テエコンハラソゴツシイチ」(蜘蛛の太鼓腹の如くして)など言ふのである。参考源平盛衰記に「康頼入道申シケルハ入道ガ家ニハ蜘蛛ガニモサガリヌレバ昔ヨリ必ズ悦ヲ仕候ガ今朝ノ道ニ小蜘蛛ノ落チカカリ候ヒツルニ云々」とあるが如く、朝蜘蛛を縁起よしとし夜蜘蛛を嫌ふはいづこの國も同じことなるが、讃州高松では同じ朝蜘蛛でも上り蜘蛛と言つて、蜘蛛が絲をたくりつゝ上るのでなければ氣持よく言はず、現住の上富野(豊前企救郡足立村)では上り下りいづれの蜘蛛でも差支ないか、只其蜘蛛が肢を窄めてゐる其場合は日に來訪者が土産物を持つてくる前相なりとて悦び、肢をひろげてゐるときは來訪者あるも手振でくるとして喜ばず、又、グンのよい蜘蛛は樹の中にいれて神棚に上く

る奇風がある。鹿兒島縣加治木では毎年舊五月五日山蜘蛛合戦とて女郎蜘蛛をとらへ、互に闘かはす風あるが、是は豊公朝鮮征伐のとき陣中無聊の將卒共蜘蛛を闘かはし遊んだのが今遺風として存すのじやと稱されてゐる。山菴雜錄云、竺元先師謂、倣頌、須三事理俱到、譬如打索、兩股緊緩不同則不堪矣、大川和尚作三蜘蛛頌、固好、但其中三字、於理固無害、於事則不然、其頌云、一絲挂得虚空住、百億絲頭殺氣生、上下四圍羅織了、待無漏網話方行、未後三字、於蜘蛛却無交涉云々(禪林象器義、偶頌ノ部參照)と、頌のよしあしは不學の自分には判らぬが百億絲頭殺氣生とは旨い事言ふたものである。

麥と俚諺

肥前佐賀郡に「麥百日播きしを、三日蒔しを」といふ諺がある、是は麥を播く日どりは、まち／＼で、甚しきは百日の相異もあるが、蒔入時は、あと梅雨季節を控え、いづれも取込みを急ぐので、精々三日ぐらゐのへだては無いと義である。播きしを、蒔しをの「しを」は「しほ」で、守部の俗語考、かりしほの解にも「蒔時也、新撰六帖に光俊朝臣、「うら風のさしね打なびきはやかりしほになりそしにける」夫木八、清輔朝臣「かりしほのそとの麥も朽ぬらしほすべきひまも見えぬ五月雨」これらのしほは海上の潮時に譬へていひそめたることにやあ

らん、軍書に其機をよく計るをしほあひと云て、敵のゆだんを見すまして「かりしほ」「打しほ」などいへり、苻しほもそれと同じ」と見えてゐる。もう一つ此地方に「麥のサルヅラ、シンジヨのシジオ」といふ面白い俚諺がある。是は民族と歴史四卷一號の拙稿「九州とところく」に一寸吹聴して置いたが、意義は麥の黄熟する頃は暑からず寒からず、男女シンジヨ（心中）するには、もてこいの好時節であると言ふのである。サルヅラは萬葉集に狹丹類相吾大王者、狹丹類歴實葉散乍、散釣相君名曰者、雜豆臘漢女乎、などあるサニヅラフの轉訛で、サは美稱、ニヅラフは丹色のさまを言ひ、シジオは前述の苻しほのシホと同じくシジオであるが、此の諺よりして麥の色付く時候となると、今尙ほシンジヨのシジオとなりましたなど、挨拶交すを耳にするも一興である。總じて佐賀には美人は少いが、「長州様よりも、肥後様よりも男振なら肥前様」といふ自慢の文句があるほど

男振のよい者多く、夫れだけ女にはもてると見え「吉町女は大麥小麥、客の中では裸麥」などいふ唄もある。是は佐賀の吉町には今は他に移轉したが、もと遊廓が在つたもので、「吉町通ひは、もうやめなされ、金も雪駄もたまりやせぬ」  
「親の譲りの公債證書、吉町通ひでチャ〜無茶チャンリンお山がチャンリンで儲けた金を、お山でとられて、お山がチャンリン」といふ俚諺が在つたから、随分ノスカイ（ノスキヤとも）を食ひつくした田舎の若衆も茲で發展したのである。  
女のはなしに脱線する事を避けて、佐賀では又、チカといふ日に播種した麥で屋根を葺くと火災を起し、此日に播いた米は四十九日の餅となり、亡者は棟で此餅搗く音を聞いてから立去るといふ俗信がある。そして米は酉の日に麥はタナオロシと言つて、亥の日に播くべきものとしてゐるが、一つの奇風は舊三月三日は